

第4期 田原市障害者計画

第7期 田原市障害福祉計画

第3期 田原市障害児福祉計画

(案)

令和6年3月



田原市

市章



市章デザインの主旨

緑豊かな「渥美半島」を黄緑色、「澄んだ空と美しい海」を青い横縞で市が目指す田園都市をイメージしました。また、中央の円は「三河湾」で調和、全体の形は半島の矢印により活力・前進を表し、うるおいと活力が共生する新都市をイメージしています。

平成 17 年 10 月 1 日制定

市民憲章

わたしたちは、恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれたこのまちに誇りをもち、互いの心がふれ合い、明るい未来が展望される郷土を築くため、この憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、水と緑のやすらぎのある 美しいまちをつくりましょう。
- 1 心と体をきたえ、健康で明るい 生きがいのあるまちをつくりましょう。
- 1 教養を深め、文化のかおり高い 心豊かなまちをつくりましょう。
- 1 互いに助け合い、安心で安全な 暮らしやすいまちをつくりましょう。
- 1 勤労を尊び、活気あふれる 伸びゆくまちをつくりましょう。

平成 17 年 10 月 1 日制定

目次

第1章 田原市障害者計画について _____ 1

- 1 計画の趣旨 2
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画の構成 3
- 4 計画の期間 3

第2章 障害のある人を取り巻く状況 _____ 5

- 1 田原市の人口 6
- 2 身体障害のある人の状況 7
- 3 知的障害のある人の状況 9
- 4 精神障害のある人の状況 10
- 5 難病患者の状況 11
- 6 障害のある人の就労の状況 13
- 7 子どもを取り巻く現状（幼児教育・保育・教育） 18
- 8 障害福祉サービス・障害児通所支援の利用者の状況 21

第3章 第4期田原市障害者計画 _____ 23

- 1 基本理念 24
- 2 基本的な方針 25
- 3 計画の体系 26
- 4 分野別施策 27
 - 分野1 生活支援 27
 - 施策1-1 相談支援体制の充実
 - 施策1-2 福祉サービスの充実
 - 施策1-3 障害児支援の充実
 - 施策1-4 サービスの質の向上
 - 施策1-5 人材の育成と確保
 - 分野2 保健・医療 35
 - 施策2-1 医療機関等との連携
 - 施策2-2 障害者の健康づくりに関する取組
 - 施策2-3 こころの健康に関する取組
 - 施策2-4 障害者の医療に関する取組

分野3 教育・文化・芸術・スポーツ	39
施策3-1 インクルーシブ教育に関する取組	
施策3-2 切れ目のない支援体制の構築	
施策3-3 文化芸術、スポーツ振興に関する取組	
分野4 就労・雇用	41
施策4-1 障害者雇用の促進	
施策4-2 福祉的就労環境の充実	
分野5 生活環境	43
施策5-1 障害者に配慮したまちづくりの推進	
施策5-2 情報を得やすくするための取組	
施策5-3 行政サービスにおける配慮	
分野6 安心安全	46
施策6-1 防災対策の推進	
施策6-2 防犯対策の推進	
施策6-3 消費者被害の防止	
分野7 権利擁護・差別解消	48
施策7-1 障害者差別解消の推進	
施策7-2 虐待防止の推進	
施策7-3 権利擁護の推進	
分野8 広域連携	51

第4章 第7期田原市障害福祉計画 53

1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標	54
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	54
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	56
(3) 地域生活支援の充実	59
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	62
(5) 相談支援体制の充実・強化等	65
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	68
2 障害福祉サービスの見込量及び確保策	70
(1) 訪問系サービス	70
(2) 日中活動系サービス	72
(3) 居住系サービス	75
(4) 相談支援サービス	76
3 地域生活支援事業の見込量及び確保策	79
(1) 必須事業	79
(2) 任意事業	86

(3) その他事業	87
-----------	----

第5章 第3期田原市障害児福祉計画 89

1 障害児支援の提供体制の整備等	90
(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置 及び保育所等訪問支援の充実	90
(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 及び放課後等デイサービス事業所の確保	90
(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 及びコーディネーターの配置	91
2 障害児福祉サービスの見込量及び確保策	92
3 子ども・子育て支援等に係るサービスの見込量及び確保策	95

第6章 推進体制 99

1 計画の進行管理と推進に関する連携・協力体制の確保	100
2 広報・啓発活動	101

第7章 参考資料 103

1 障害者基本法（昭和45年法律）第84号（抄）	104
2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成17年法律第123号）（抄）	104
3 児童福祉法（平成22年法律第164号）（抄）	105
4 田原市障害者自立支援協議会設置要綱	106
5 用語解説	110

第1章 田原市障害者計画について

第1章 田原市障害者計画について

1 計画の趣旨

令和6年3月に策定した第2次田原市総合計画の将来都市像を、「うるおいと活力あふれるガーデンシティ～みんなが幸せを実現できるまち～」とし、また、誰もが幸せを実現することができる環境をつくるために、市民や団体、事業者、行政などが連携し、まちづくりに取り組むこととしています。

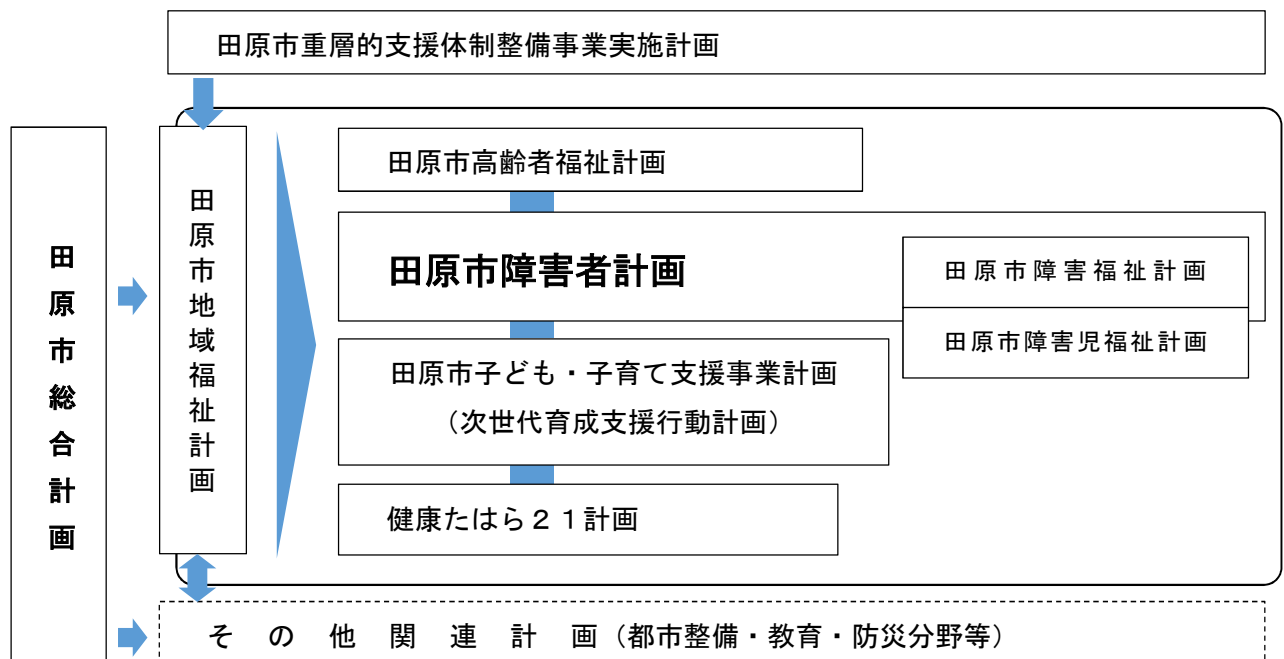
さらに、基本計画内において全分野を横断する重点テーマとして、「未来につながるまちづくり～誰もが暮らしやすい持続可能なまち～」を掲げ、地域共生社会の実現に取り組むこととしています。

障害者施策を定める田原市障害者計画においては、障害がある人もない人もお互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであるという『ノーマライゼーションの理念』に基づき、みんなが幸せを実現できるまちを目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「田原市総合計画」や「田原市地域福祉計画」、また、高齢者福祉、子育て支援、健康等の福祉分野の関係計画、さらに都市整備や教育、防災等他分野の関連計画と整合を図りながら、策定、推進していきます。

また、令和6年3月に策定した田原市重層的支援体制整備事業実施計画は、田原市地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備」に関する事項のうち、重層的事業の実施に関する具体的な計画を定めているものであり、その内容とも整合を図ります。



3 計画の構成

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「障害者計画」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に定める「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に定める「障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害者施策を総合的に推進する計画となります。

障害者計画では、本市における障害福祉施策に対する基本的な理念や考え方、方針を定めます。

また、障害福祉計画・障害児福祉計画では、現状における障害福祉サービス等の課題、分析、評価を行い、それを踏まえた着実なサービス基盤整備に対する取組の促進を数値化し、目標を定めます。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者のための施策について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条	児童福祉法第33条の20
計画期間	—	3年1期	3年1期
国	障害者基本計画（第4次） 平成30年度～令和4年度	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）	
県	第4期愛知県障害者計画	第7期愛知県障害福祉計画	第3期愛知県障害児福祉計画

4 計画の期間

第4期障害者計画は、令和3年度を初年度とし、令和8年度までの6年間を計画期間とします。

また、本計画内で定める第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画については、国の基本指針に基づき、計画期間を令和6年度から令和8年度とします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
障害者計画	第3期	第4期田原市障害者計画 令和3年度～令和8年度						第5期
障害福祉計画	第5期	第6期田原市障害福祉計画 令和3年度～令和5年度			第7期田原市障害福祉計画 令和6年度～令和8年度			第8期
障害児福祉計画	第1期	第2期田原市障害児福祉計画 令和3年度～令和5年度			第3期田原市障害児福祉計画 令和6年度～令和8年度			第4期

※障害者計画については、社会情勢や法制度の変更等により、必要に応じて見直しを行います。

第2章 障害のある人を取り巻く状況

第2章 障害のある人を取り巻く状況

1 田原市の人口

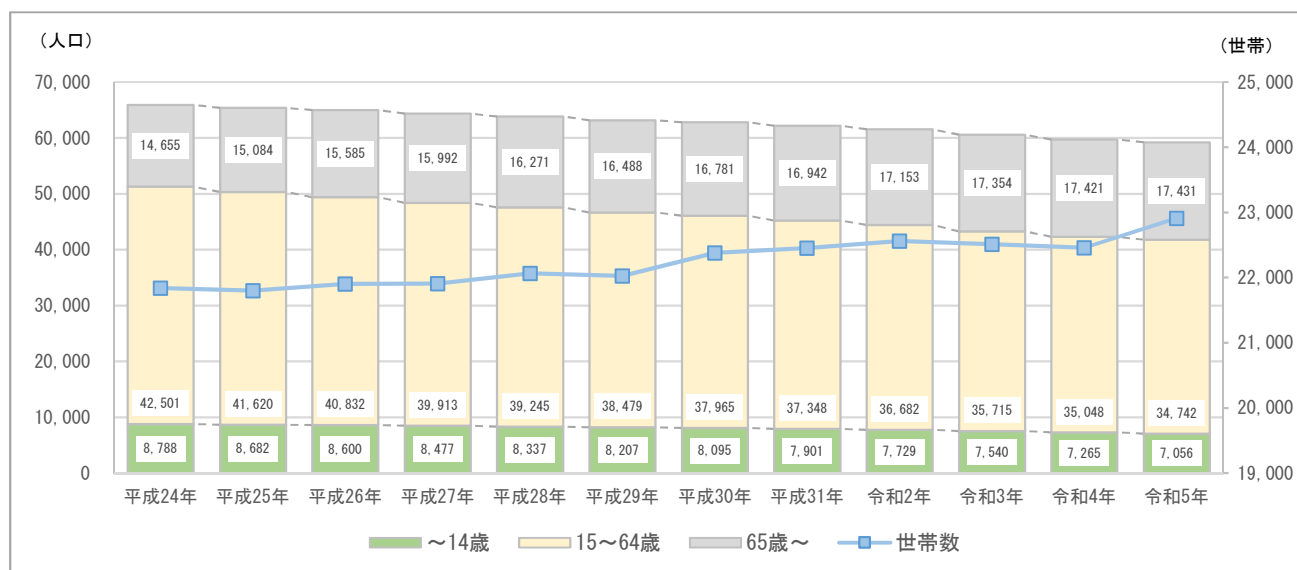
田原市の人口は毎年減少しており、令和5年3月末時点で59,229人、毎年平均して600人ずつ減少しています。一方、世帯数については年々増加傾向にあり、令和5年3月末時点で22,913世帯、平成24年度から1,071世帯増加しています。

表：田原市の人口

年	人口	増減	増減率	世帯数	増減	増減率
平成24年	65,944人	—	—	21,842世帯	—	—
平成25年	65,386人	-558人	-0.85%	21,800世帯	-42世帯	-0.19%
平成26年	65,017人	-369人	-0.56%	21,902世帯	102世帯	0.47%
平成27年	64,382人	-635人	-0.98%	21,910世帯	8世帯	0.04%
平成28年	63,853人	-529人	-0.82%	22,068世帯	158世帯	0.72%
平成29年	63,174人	-679人	-1.06%	22,025世帯	-43世帯	-0.19%
平成30年	62,841人	-333人	-0.53%	22,379世帯	354世帯	1.61%
平成31年	62,191人	-650人	-1.03%	22,456世帯	77世帯	0.34%
令和2年	61,564人	-627人	-1.01%	22,561世帯	105世帯	0.47%
令和3年	60,609人	-955人	-1.55%	22,511世帯	-50世帯	-0.22%
令和4年	59,734人	-875人	-1.44%	22,457世帯	-54世帯	-0.24%
令和5年	59,229人	-505人	-0.85%	22,913世帯	456世帯	2.03%

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

図：年齢階級別人口



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳の所持者は、令和5年4月1日時点で1,769人となっており、平成24年度から減少しています。田原市の総人口に占める手帳所持者の割合についても各年3%弱で推移していることから、今後も人口減少に伴い身体障害者手帳所持者の数も減少すると考えられます。

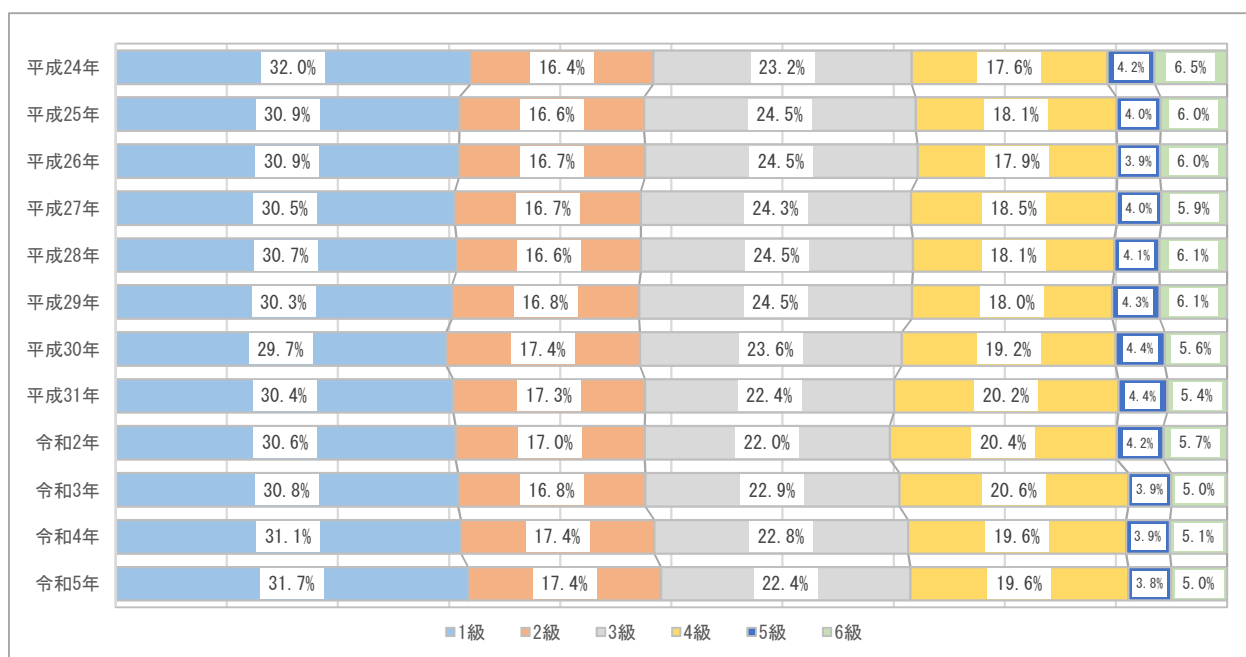
また、障害等級についても、同様の割合で推移しています。

表：身体障害者手帳所持者の推移

年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	18歳未満	18歳以上	合計
平成24年	663人	341人	482人	366人	88人	135人	45人	2,030人	2,075人
平成25年	648人	348人	512人	378人	83人	125人	43人	2,051人	2,094人
平成26年	631人	341人	501人	366人	79人	123人	44人	1,997人	2,041人
平成27年	598人	328人	476人	363人	78人	116人	41人	1,918人	1,959人
平成28年	575人	311人	459人	340人	76人	114人	44人	1,831人	1,875人
平成29年	539人	300人	437人	321人	76人	108人	42人	1,739人	1,781人
平成30年	510人	299人	404人	330人	76人	96人	42人	1,673人	1,715人
平成31年	503人	286人	371人	334人	73人	89人	39人	1,617人	1,656人
令和2年	494人	275人	356人	330人	68人	92人	39人	1,576人	1,615人
令和3年	566人	309人	420人	378人	71人	92人	-	-	1,836人
令和4年	569人	318人	418人	359人	72人	94人	42人	1,788人	1,830人
令和5年	561人	307人	397人	347人	68人	89人	46人	1,723人	1,769人

資料：田原市地域福祉課（各年4月1日現在）

図：等級別割合



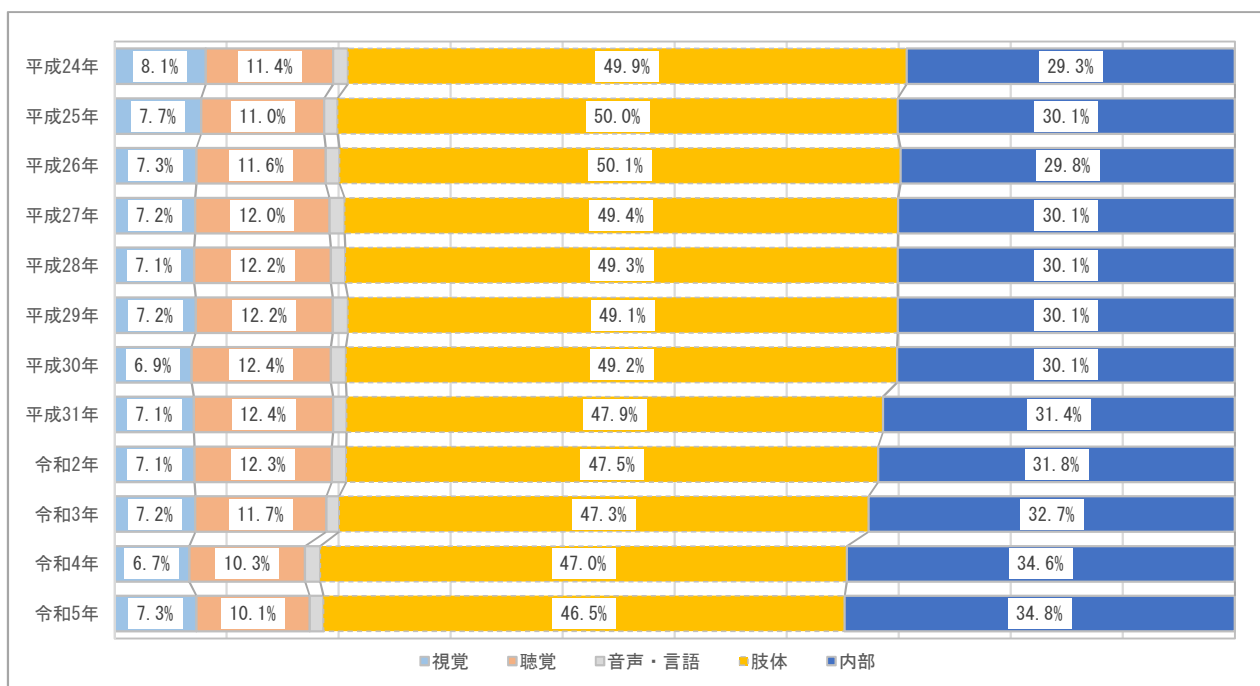
第4期田原市障害者計画

表：主な障害区分別身体障害者手帳所持者の推移

年	視覚	聴覚	音声・言語	肢体	内部	合計
平成24年	169人	236人	27人	1,035人	608人	2,075人
平成25年	162人	230人	25人	1,047人	630人	2,094人
平成26年	149人	236人	25人	1,022人	609人	2,041人
平成27年	141人	235人	26人	968人	589人	1,959人
平成28年	133人	229人	24人	925人	564人	1,875人
平成29年	129人	218人	24人	874人	536人	1,781人
平成30年	118人	213人	23人	844人	517人	1,715人
平成31年	117人	206人	20人	793人	520人	1,656人
令和2年	115人	198人	21人	767人	514人	1,615人
令和3年	114人	185人	18人	748人	517人	1,582人
令和4年	122人	189人	25人	860人	634人	1,830人
令和5年	129人	179人	22人	823人	616人	1,769人

資料：田原市地域福祉課（各年4月1日現在）

図：障害区分別割合



3 知的障害のある人の状況

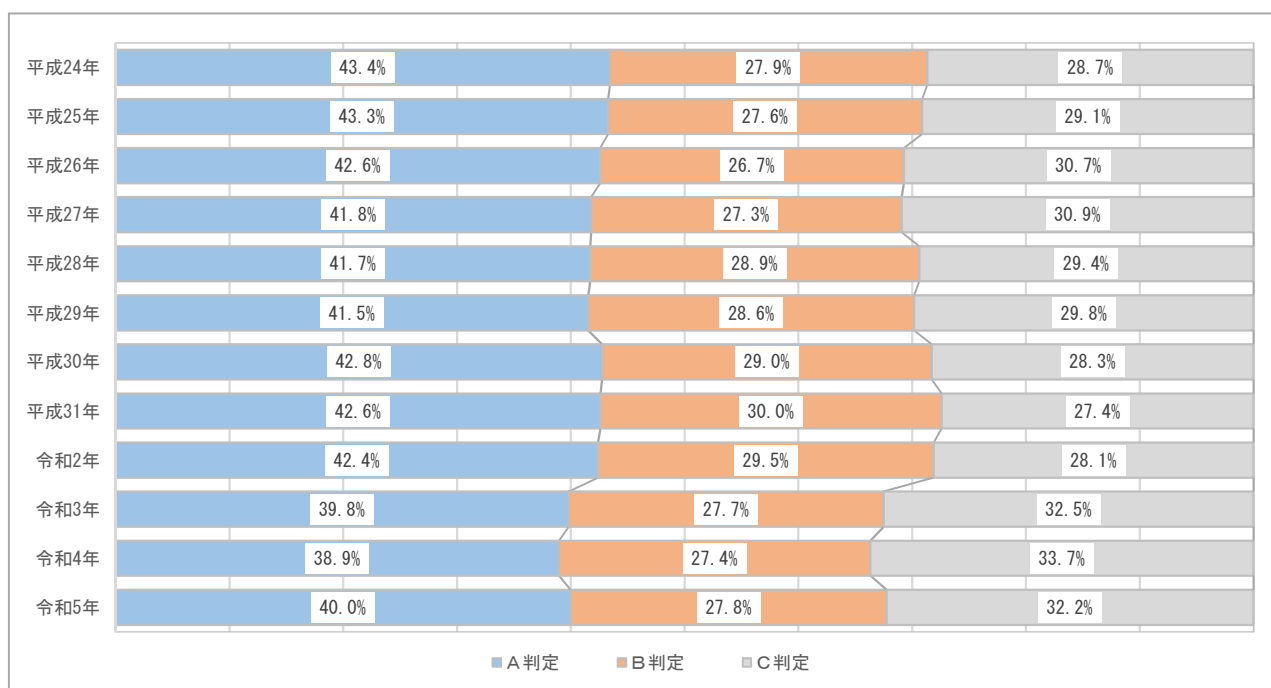
療育手帳所持者は、年々増加しており、令和5年4月時点で490人となっています。18歳未満で療育手帳を所得する人が増え、それに伴い18歳以上の方も少しずつ増えています。

表：療育手帳所持者の推移

年	等級別			18歳未満	18歳以上	合計	増減率
	A判定	B判定	C判定				
平成24年	162人	104人	107人	101人	272人	373人	—
平成25年	171人	109人	115人	101人	294人	395人	5.9%
平成26年	169人	106人	122人	94人	303人	397人	0.5%
平成27年	173人	113人	128人	105人	309人	414人	4.3%
平成28年	176人	122人	124人	101人	321人	422人	1.9%
平成29年	177人	122人	127人	108人	318人	426人	0.9%
平成30年	183人	124人	121人	102人	326人	428人	0.5%
平成31年	182人	128人	117人	97人	330人	427人	-0.2%
令和2年	184人	128人	122人	98人	336人	434人	1.6%
令和3年	190人	132人	155人	-	-	477人	9.9%
令和4年	192人	135人	166人	120人	373人	493人	3.4%
令和5年	196人	136人	158人	129人	361人	490人	-0.6%

資料：田原市地域福祉課（各年4月1日現在）

図：等級別割合



4 精神障害のある人の状況

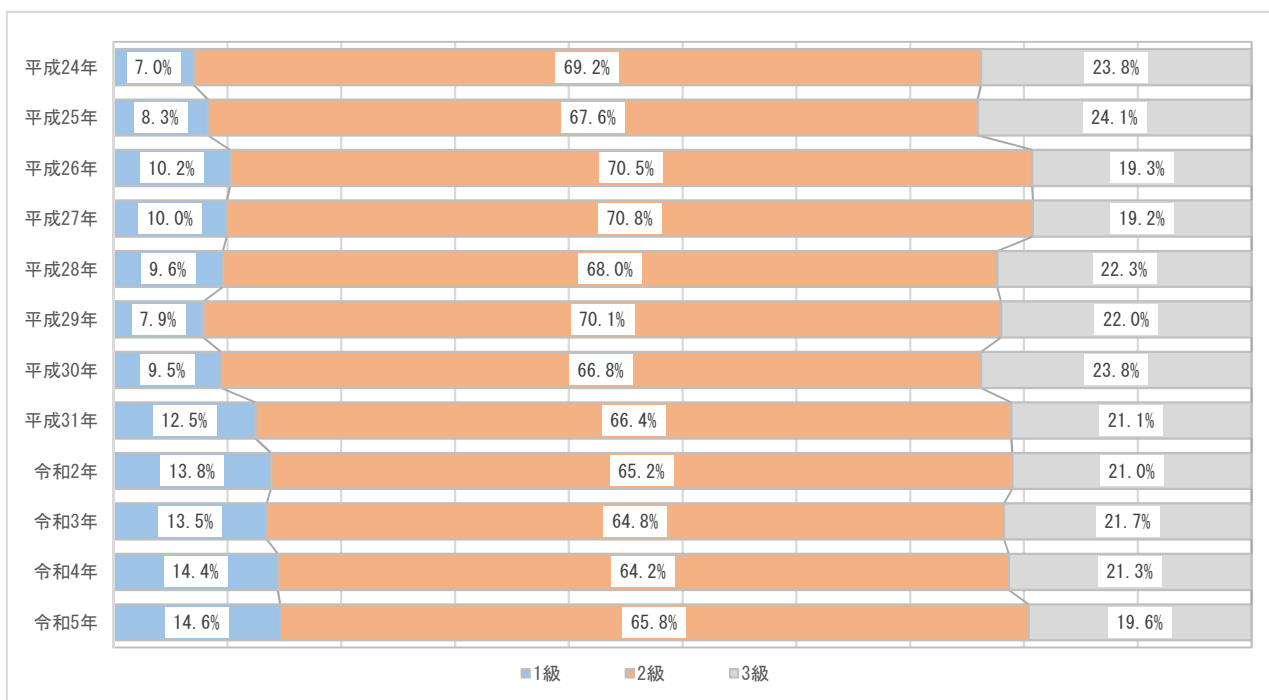
精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加し、令和5年4月時点で485人となっています。ここ3年は1、2級の所持者の割合が増加しています。

表：精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

年	1級	2級	3級	合計	増減率
平成24年	16人	157人	54人	227人	—
平成25年	20人	163人	58人	241人	6.2%
平成26年	26人	179人	49人	254人	5.4%
平成27年	28人	199人	54人	281人	10.6%
平成28年	28人	198人	65人	291人	3.6%
平成29年	23人	204人	64人	291人	0.0%
平成30年	31人	219人	78人	328人	12.7%
平成31年	45人	239人	76人	360人	9.8%
令和2年	52人	245人	79人	376人	4.4%
令和3年	57人	274人	92人	423人	13.4%
令和4年	69人	307人	102人	478人	13.0%
令和5年	71人	319人	95人	485人	1.5%

資料：田原市地域福祉課（各年4月1日現在）

図：等級別割合



5 難病患者の状況

障害福祉サービスについては、難病患者等についても平成25年度から利用できるようになっていす。難病法による指定難病特定医療費受給者数は、平成29年度は重症度基準の導入やそれに伴う特定医療費支給の経過措置期間が終了し一時的に減少しましたが、対象疾患の追加等により今後も横ばいもしくは増加が予想されます。なお、他の医療費助成制度を利用している方等も含めると、難病患者等はさらに多いことが推定されます。今後もあらゆる原因により社会的障壁のある人への必要な配慮や支援が提供できるよう、難病等についても市民に広く理解を求めていく必要があります。

表：指定難病特定医療費受給者・小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移

年度	指定難病特定医療費受給者	小児慢性特定疾病医療費受給者
平成25年	277人	39人
平成26年	291人	45人
平成27年	293人	45人
平成28年	295人	56人
平成29年	255人	53人
平成30年	249人	50人
平成31年	252人	47人
令和2年度	291人	61人
令和3年度	286人	49人
令和4年度	301人	48人

資料：豊川保健所（各年3月31日現在）

※令和5年12月現在の難病法に基づく指定難病は338疾患、小児慢性特定疾病医療費助成制度対象疾患は788疾患となっています。

表：疾患別指定難病特定医療費受給者数（田原市分）

疾患名	人数	疾患名	人数
球脊髄性筋萎縮症	1	自己免疫性溶血性貧血	1
筋萎縮性側索硬化症	6	突発性血小板減少性紫斑病	11
進行性核上性麻痺	1	IgA腎症	5
パーキンソン病	19	多発性嚢胞腎	5
大脳皮質基底核変性症	1	黄色靭帯骨化症	1
重症筋無力症	12	後縦靭帯骨化症	3
多発性硬化症／視神経脊髄炎	9	広範脊柱管狭窄症	-
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	3	突発性大腿骨頭壊死症	11
多巣性運動ニューロパチー		下垂体性ADH分泌異常症	-
クドウ・深瀬症候群	1	下垂体性PRL分泌異常症	1
多系統萎縮症	2	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2

第4期田原市障害者計画

疾患名	人数	疾患名	人数
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	5	下垂体前葉機能低下症	5
ライソゾーム病	-	先天性副腎皮質酵素欠損症	1
もやもや病	3	アジソン病	1
全身性アミロイドーデス	6	サルコイドーシス	2
天疱瘡	3	突発性間質性肺炎	10
膿疱性乾癬（汎発型）	1	網膜色素変性症	7
中毒性表皮壊死症	1	原発性胆汁性胆管炎	2
高安動脈炎	2	自己免疫性肝炎	2
巨細胞性動脈炎	1	クローン病	12
結節性多発動脈炎	-	潰瘍性大腸炎	45
顕微鏡的多発血管炎	6	好酸球性消化管疾患	2
多発血管炎性肉芽腫症	3	筋ジストロフィー	1
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	3	脊髄空洞症	-
バージャー病	2	脳表ヘモジデリン沈着症	1
原発性抗リン脂質抗体症候群	1	類天疱瘡（後天性表皮水泡症を含む。）	2
全身性エリテマトーデス	22	弾性繊維性仮性黄色腫	1
皮膚筋炎／多発性筋炎	6	多脾症候群	1
全身性強皮症	10	一次性ネフローゼ症候群	6
混合性結合組織病	6	肺飽低喚気症候群	1
シェーグレン症候群	3	フェニルケトン尿症	1
成人スチル病	3	後天性赤芽球癆	1
再発性多発軟膏炎	1	好酸球性副鼻腔炎	4
ベーチェット病	4	特発性多中心性キャスルマン病	1
突発性拡張型心筋症	2		
再生不良性貧血	3	総 数	301

資料：豊川保健所（令和4年度）

6 障害のある人の就労の状況

多様な方たちが一緒に働くことで組織を活性化させる考え方をダイバーシティ（Diversity）と言い、企業経営では、人種・民族・国籍・性別・年齢を問わず人材活用する「人材と働き方の多様化（多様性）」を意味しています。

田原市では、障害者だけでなく、多様な働きづらさを抱える市民が一般社会の一員として、いわゆる保護就労から一般就労に至る多様な働き方で働くことを「ダイバーシティ就労」と捉え、時代の要請に応えるものとして強く意識して取り組んでいます。

平成27年度から中小企業にも障害者雇用が義務付けられたことに伴い、障害者雇用の理解・促進や、実際のフォローアップが拡大され、現状の施設や障害者就業・生活支援センターの就労担当だけで就労支援（マッチング）を行うことが困難になりました。そのため、田原市では、平成28年度から企業（農業を含む）との連携による職場体験事業を市の独自事業として制度化し、障害者総合相談センター（就労支援専門員）が中心となって、企業、障害者、支援者とのパイプ役として安心して働き続けられるよう支援しています。

表：就労支援状況

年度	施設から一般就労	職場体験事業利用者数
平成30年度	6人	5人
令和元年度	6人	4人
令和2年度	8人	8人
令和3年度	11人	10人
令和4年度	4人	6人

資料：田原市地域福祉課

障害のある人が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく農福連携の取組が盛んになっています。農福連携の取組は、障害のある人の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性があると言われてしています。近年、全国各地においてその取組が広がっていることから、本市としても主産業である農業と福祉との連携に取り組んでいく必要があります。

また、卒業後、離転職を繰り返した結果、年月がたってから相談窓口へつながってくる方が少なからずいる現状から、普通高校を卒業してからの円滑な支援のあり方が課題となっています。職業生活のしづらさがあったと思われる方々の中には、発達障害の傾向がある方や病識が全くない方がいることから、障害特性の理解や支援の専門性の向上が必要となっています。

田原市障害者自立支援協議会（以下「障害者自立支援協議会」という。）では発足当時から「障害の有無に関わらず『働く大人になるために』」をスローガンとし、障害児の支援との連続性を重要視しています。引き続き、発達段階に応じた支援のあり方の検討が必要となっています。

第4期田原市障害者計画

豊橋市と田原市管内の障害のある人の就労の状況については、精神障害者の就業者が年々増加しています。

表：豊橋公共職業安定所に登録している障害のある人の状況

区分		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
有効求職者	身体障害者計	349人	420人	418人	303人	247人	297人	299人	264人	
	視覚	17人	17人	14人	11人	13人	15人	22人	12人	
	聴覚、平衡、音言語、そしゃく機能	53人	54人	52人	41人	33人	44人	40人	31人	
	上肢切断機能	68人	90人	92人	62人	51人	50人	45人	48人	
	下肢切断機能	93人	111人	103人	75人	55人	74人	61人	53人	
	体幹機能	37人	44人	46人	38人	33人	34人	41人	38人	
	脳病変による運動機能	2人	3人	3人	2人	2人	2人	1人	0人	
	内部機能	79人	101人	108人	74人	60人	78人	89人	82人	
	知的障害者	97人	130人	160人	147人	123人	162人	138人	135人	
	精神障害者	253人	365人	436人	377人	314人	393人	425人	438人	
手帳所持なし	発達障害者	3人	9人	9人	11人	6人	3人	7人	30人	
	難病患者	6人	7人	8人	3人	16人	17人	12人	16人	
	高次脳機能障害者	0人	3人	3人	2人	1人	1人	2人	2人	
	その他障害者	4人	5人	7人	2人	5人	12人	12人	6人	
就業中の者	身体障害者計	789人	831人	870人	680人	725人	686人	712人	741人	
	視覚	45人	47人	551人	33人	33人	27人	29人	34人	
	聴覚、平衡、音言語、そしゃく機能	176人	179人	184人	157人	175人	165人	171人	177人	
	上肢切断機能	184人	198人	207人	153人	154人	145人	146人	136人	
	下肢切断機能	186人	189人	199人	159人	167人	153人	162人	166人	
	体幹機能	54人	61人	70人	63人	66人	68人	67人	78人	
	脳病変による運動機能	3人	2人	2人	1人	2人	2人	2人	3人	
	内部機能	141人	155人	157人	114人	128人	126人	135人	147人	
	知的障害者	565人	597人	619人	507人	547人	552人	577人	606人	
	精神障害者	217人	249人	299人	344人	439人	474人	561人	665人	
	手帳所持なし	発達障害者	10人	9人	10人	10人	15人	12人	16人	19人
		難病患者	4人	6人	9人	16人	17人	21人	29人	31人
		高次脳機能障害者	2人	1人	1人	3人	3人	2人	2人	2人
		その他障害者	4人	6人	7人	10人	10人	11人	18人	19人

区分		R2	R3	R4					
有効求職者	身体障害者計	302人	227人	336人					
	視覚	13人	10人	13人					
	聴覚、平衡、音言語、そしゃく機能	41人	31人	52人					
	上肢切断機能	57人	38人	58人					
	下肢切断機能	55人	43人	63人					
	体幹機能	35人	24人	29人					
	脳病変による運動機能	2人	2人	2人					
	内部機能	99人	79人	119人					
	知的障害者	143人	126人	145人					
	精神障害者	560人	455人	662人					
	手帳所持なし	発達障害者	58人	34人	18人				
難病患者		24人	17人	23人					
高次脳機能障害者		8人	5人	1人					
その他障害者		7人	2人	3人					
就業中の者	身体障害者計	715人	701人	705人					
	視覚	34人	33人	35人					
	聴覚、平衡、音言語、そしゃく機能	171人	166人	165人					
	上肢切断機能	129人	133人	130人					
	下肢切断機能	155人	141人	143人					
	体幹機能	78人	75人	77人					
	脳病変による運動機能	2人	1人	1人					
	内部機能	146人	152人	154人					
	知的障害者	602人	590人	613人					
	精神障害者	648人	752人	828人					
	手帳所持なし	発達障害者	32人	58人	49人				
		難病患者	27人	30人	37人				
		高次脳機能障害者	1人	3人	3人				
		その他障害者	12人	12人	11人				

資料：豊橋公共職業安定所（各年度3月末）

第4期田原市障害者計画

豊橋市と田原市管内の障害者雇用率については上昇傾向にありますが、令和4年6月1日時点では愛知県全体の（2.19%）を下回っています。（参考:全国2.25%）

また、障害者雇用の状況として、従業員が43.5人以上の企業数は全体で345社となっており、そのうち法定雇用率達成企業数は175社となっています。

田原市内では従業員が43.5人以上の企業が20社と少ない状況ですが、法定雇用率はその約6割を占める12社が達成しています。

表:障害者雇用の推移

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
企業数	257社	282社	288社	289社	293社	293社	335社	321社
うち法定雇用率達成企業数	110社	108社	115社	129社	145社	150社	160社	161社
法定雇用率達成企業の割合	42.8%	38.3%	39.9%	44.6%	49.5%	51.2%	47.8%	50.1%
雇用率	1.44%	1.60%	1.59%	1.69%	1.78%	1.80%	1.92%	1.96%
雇用率(愛知県)	1.61%	1.68%	1.74%	1.81%	1.85%	1.89%	1.97%	2.02%
法定雇用率	1.8%	2.0%					2.2%	

表:障害者雇用の状況

区 分	企業数			法定雇用算定基礎労働者数		実雇用率
	うち達成企業数	達成割合		うち障害者数		
田原市	20社	12社	60.0%	4,319.0人	117.5人	2.72%
管内全体	345社	175社	50.7%	54,154.5人	1,145.5人	2.12%

資料：豊橋公共職業安定所（令和4年6月1日現在）

※短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）の数を0.5カウントするため、労働者数等に小数点以下の数値が生じます。

区 分	R2	R3	R4				
企業数	331 社	341 社	345 社				
うち法定雇用率 達成企業数	168 社	163 社	175 社				
法定雇用率達成 企業の割合	50.8%	47.8%	50.7%				
雇用率	1.98%	1.99%	2.12%				
雇用率(愛知県)	2.08%	2.14%	2.19%				
法定雇用率	2.2%	2.3%					

資料：豊橋公共職業安定所（各年度6月1日時点）

7 子どもを取り巻く現状(幼児教育・保育・教育)

本市の子どもの数は毎年減少しています。一方で、保育園及び認定こども園の入園児童数は0歳～2歳児は増加しており、低年齢児保育のニーズが高まっています。また、障害児等の加配対象児も増加傾向にあり、幅広い保育サービスの提供が求められています。様々なニーズに対応する保育を推進するためには質の高い保育プログラムと保育の環境整備が必要となっています。

特別支援学級に在籍する児童生徒数は、増加傾向にあります。障害のある子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばし十分な教育が受けられるよう、基礎的な環境整備とその子どもにあった合理的配慮の提供ができる体制の構築が必要とされています。

表：子どもの人口

年度	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	計
平成30年	1,443人	1,610人	3,331人	1,711人	1,769人	9,864人
平成31年	1,340人	1,588人	3,311人	1,662人	1,757人	9,658人
令和2年	1,223人	1,545人	3,318人	1,643人	1,723人	9,452人
令和3年	1,128人	1,469人	3,250人	1,693人	1,672人	9,212人
令和4年	1,039人	1,347人	3,227人	1,652人	1,629人	8,894人
令和5年	1,013人	1,234人	3,181人	1,628人	1,612人	8,668人

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

表：保育園・認定こども園の児童数

年度	0～2歳	3～5歳	計
平成30年	392人	1,586人	1,978人
平成31年	412人	1,564人	1,976人
令和2年	407人	1,524人	1,931人
令和3年	361人	1,436人	1,797人
令和4年	374人	1,327人	1,701人
令和5年	336人	1,210人	1,546人

資料：田原市子育て支援課（各年4月1日現在）

表：保育園における加配対象児数と加配保育士数

年度	加配対象児	加配保育士
平成30年	87人	24人
平成31年	82人	23人
令和2年	73人	28人
令和3年	69人	24人
令和4年	68人	29人
令和5年	64人	28人

資料：田原市子育て支援課（各年4月1日現在）

表：小中学校の児童生徒数

年度	小学校	中学校	計
平成30年	3,310人	1,683人	4,993人
平成31年	3,292人	1,631人	4,923人
令和2年	3,296人	1,610人	4,906人
令和3年	3,225人	1,666人	4,891人
令和4年	3,206人	1,627人	4,833人
令和5年	3,151人	1,608人	4,759人

資料：田原市学校教育課（各年5月1日現在）

表：小学校特別支援学級の児童数

年度	知的	肢体 不自由	病弱・ 身体虚弱	聴覚	言語	自閉症・ 情緒障害	計
平成30年	47人	3人	2人	1人	0人	44人	97人
令和元年	49人	3人	2人	1人	1人	48人	104人
令和2年	47人	3人	2人	0人	1人	49人	102人
令和3年	50人	4人	2人	1人	0人	52人	109人
令和4年	47人	4人	2人	0人	0人	59人	112人
令和5年	49人	2人	2人	0人	1人	61人	115人

資料：田原市学校教育課（各年5月1日現在）

表：特別支援学校小学部の内訳

年度	知的	肢体 不自由	病弱・ 身体虚弱	聴覚	視覚	計
平成30年	13人	4人	1人	1人	0人	19人
令和元年	14人	2人	2人	1人	0人	19人
令和2年	16人	3人	1人	1人	0人	21人
令和3年	17人	2人	1人	0人	0人	20人
令和4年	15人	5人	0人	1人	0人	21人
令和5年	22人	5人	1人	1人	0人	29人

資料：田原市学校教育課（各年5月1日現在）

表：中学校特別支援学級の生徒数

年度	知的	肢体 不自由	病弱・ 身体虚弱	聴覚	言語	自閉症・ 情緒障害	計
平成30年	12人	1人	1人	0人	0人	11人	25人
令和元年	15人	1人	2人	0人	0人	8人	26人
令和2年	23人	2人	2人	1人	0人	14人	42人
令和3年	24人	0人	1人	1人	1人	14人	41人
令和4年	27人	0人	0人	2人	1人	13人	43人
令和5年	27人	2人	1人	1人	1人	16人	48人

資料：田原市学校教育課（各年5月1日現在）

表：特別支援学校中学部の内訳

年度	知的	肢体 不自由	病弱・ 身体虚弱	聴覚	視覚	計
平成30年	8人	5人	0人	0人	0人	13人
令和元年	8人	4人	0人	0人	0人	12人
令和2年	9人	4人	0人	0人	0人	13人
令和3年	7人	2人	0人	0人	0人	9人
令和4年	7人	2人	1人	0人	0人	10人
令和5年	5人	1人	0人	0人	0人	6人

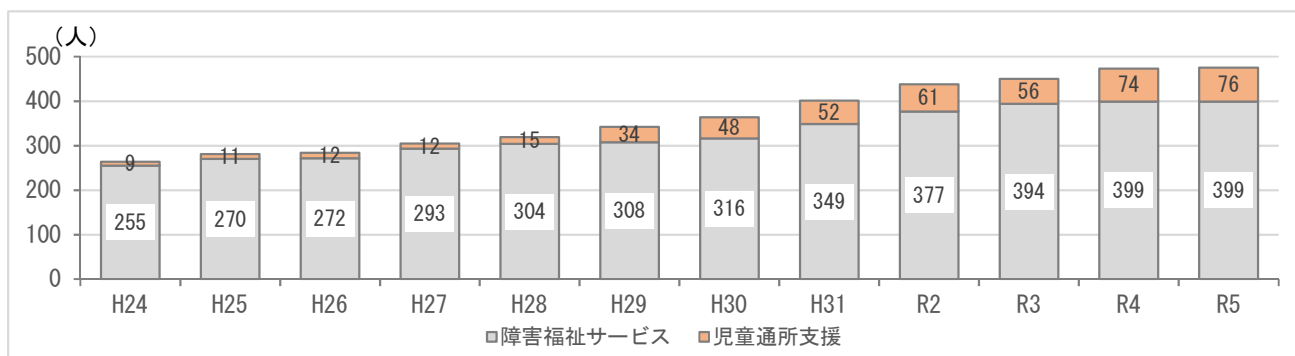
資料：田原市学校教育課（各年5月1日現在）

8 障害福祉サービス・障害児通所支援の利用者の状況

障害者総合支援法における障害福祉サービスや児童福祉法における児童通所支援を受ける人が、年々緩やかに増加しています。

また、障害支援区分の認定を受ける人は、年々増加傾向にあり、支援の必要性が高い区分（4から6）の認定者の割合も半数以上を占めています。

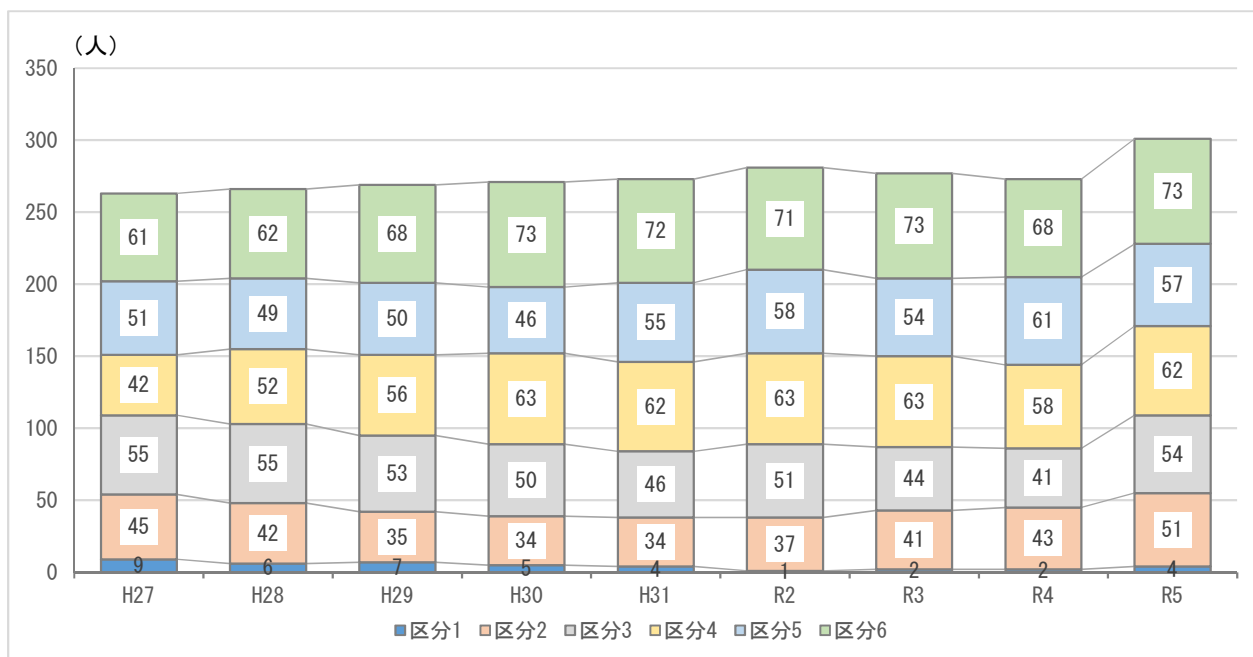
図：障害福祉サービス・児童通所支援の支給決定者数



資料：田原市地域福祉課（各年4月1日時点）

※障害者総合支援法における「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を言います。
 ※児童福祉法における「児童通所支援」とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を言います。

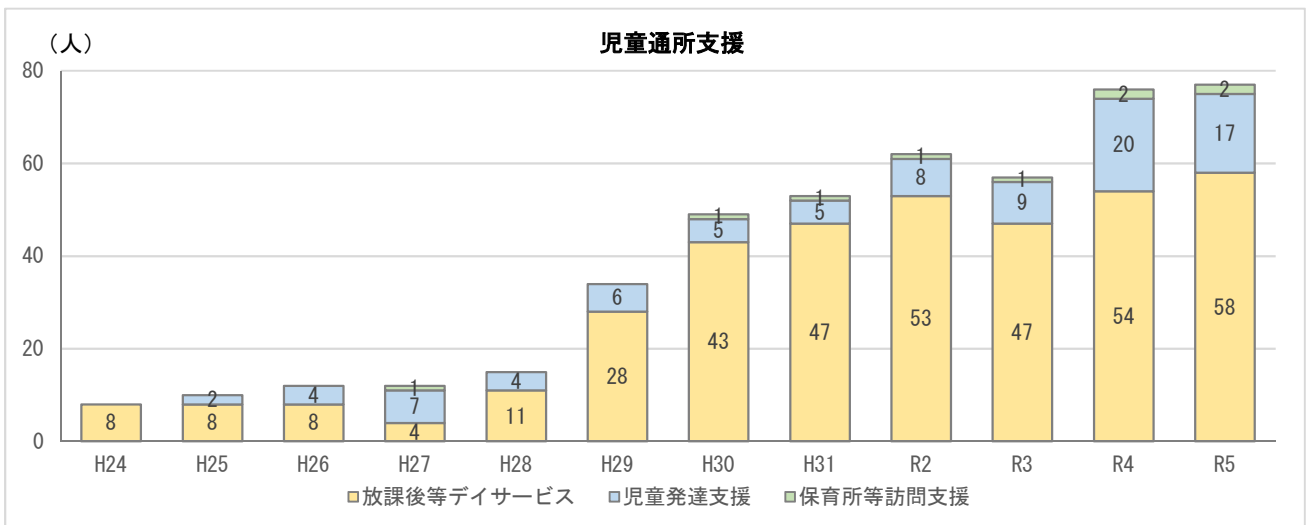
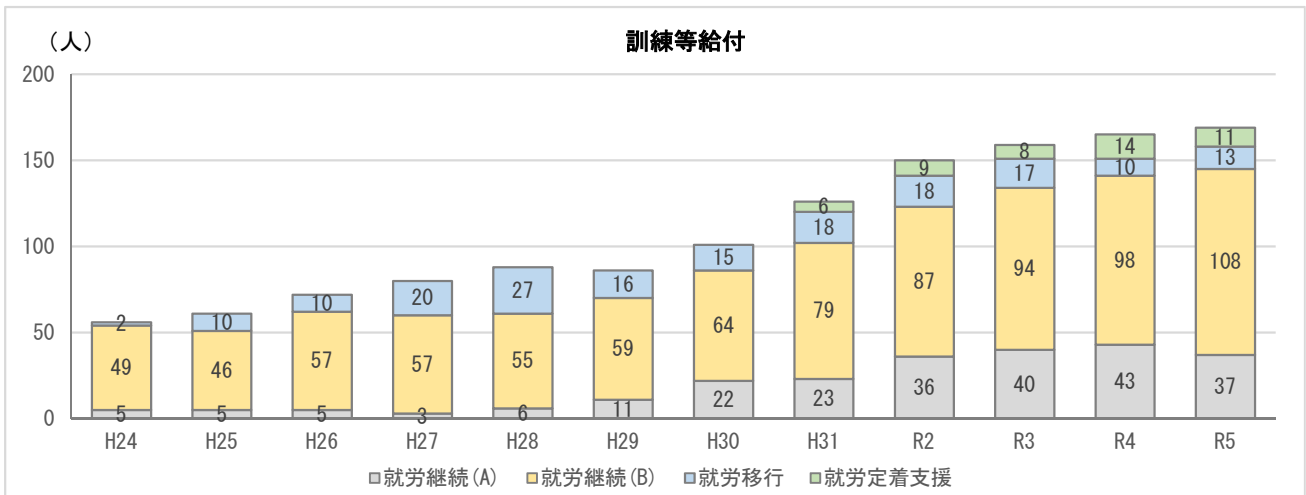
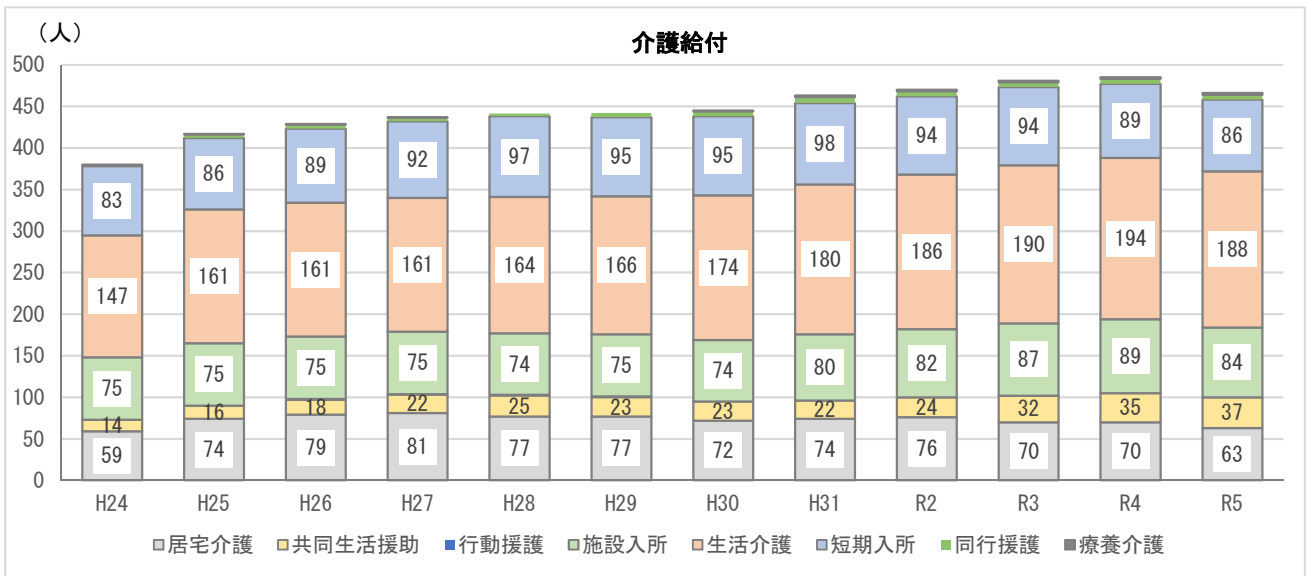
図：障害支援区分認定者の推移



資料：田原市地域福祉課（各年4月1日時点）

第4期田原市障害者計画

図：主な支給決定サービスごとの利用者数の推移



資料：田原市地域福祉課（各年4月1日時点）

第3章 第4期田原市障害者計画

※第3章中に記載の担当課については、建制順に記載しています。

第3章 第4期田原市障害者計画

1 基本理念

お互いが大切な人と認めあい、共に育ち、共に暮らすまち

障害がある人の権利に関する理解が浸透し、差別や偏見のない、障害の有無に関わらずあらゆる分野の活動に関する機会が確保された「共生のまち」の実現に向けた取組を推進する必要があります。

このような現状を踏まえ、第4期田原市障害者計画においても第2期田原市障害者計画において定めた基本理念を引き継ぎ、障害者施策の推進を図ります。

参考：上位計画の基本理念等

◇第2次田原市総合計画

将来都市像：うるおいと活力あふれるガーデンシティ ～みんなが幸せを実現できるまち～

◇第4期田原市地域福祉計画

基本理念：みんなでつくる 笑顔とやさしさの満ちあふれるまち

参考：田原市障害者計画の基本理念

◇第1期田原市障害福祉計画（平成19年3月）、第2期田原市障害福祉計画（平成21年3月）

障害者の自己決定と自己選択の尊重

市を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

◇第1期田原市障害者計画・第3期田原市障害福祉計画（平成24年3月）

障害の有無によって分け隔てられることなく

相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現

◇第2期田原市障害者計画・第4期田原市障害福祉計画（平成27年3月）、第3期田原市障害者計画・第5期田原市障害福祉計画（平成30年3月）

お互いが大切な人と認めあい、共に育ち、共に暮らすまち

2 基本的な方針

本計画は、障害のある人を取り巻く幅広い分野を検討し、全ての分野において以下に定める5つの基本的な方針に基づき、当事者に寄り添った施策を展開します。

基本的な方針1	<p>自己決定の尊重と意思決定の支援 (わたしが選び、わたしが決める)</p> <p>障害があることによって生き方や選択肢が制限されることのない環境を作り、また、障害があることによって選択が困難とならないよう、選択しやすい環境を構築します。</p>
基本的な方針2	<p>当事者本位の総合的支援 (切れ目ない支援を行う)</p> <p>組織や制度等、障害のある人を取り巻く環境によってその方自身の生活が左右されることがないように、組織や関係者が連携し、切れ目のない支援体制を構築します。</p>
基本的な方針3	<p>障害特性に配慮した支援 (障害の特性を理解しよう)</p> <p>それぞれの障害にある特性をはじめ、性別や年齢、障害の状態等に応じて個別に必要な支援ができる体制を構築します。</p>
基本的な方針4	<p>バリアフリーの推進 (だれもが利用しやすく)</p> <p>障害のある人の活動を制限し、社会参加の機会を制約しているあらゆる事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフトとハードどちらもバリアフリー化を推進します。</p>
基本的な方針5	<p>総合的かつ計画的な取組の推進 (みんなで考え、みんなで進める)</p> <p>計画を効果的かつ効率的に推進するために、高齢者施策や子育て支援施策のほか関連する全ての施策との整合性を図るとともに、市民との協働により施策の展開を図ります。</p>

3 計画の体系

【基本理念】 【5つの基本的な方針】

お互いが大切な人と認めあい、共に育ち、共に暮らすまち	決める わたしが選び、わたしが
	切れ目ない支援を行う
	障害の特性を理解しよう
	だれもが利用しやすく
	進める みんなで考え、みんなで

【分野】

【分野別施策】

1 生活支援	1-1 相談支援体制の充実 1-2 福祉サービスの充実 1-3 障害児支援の充実 1-4 サービスの質の向上 1-5 人材の育成と確保
2 保健・医療	2-1 医療機関等との連携 2-2 障害者の健康づくりに関する取組 2-3 こころの健康に関する取組 2-4 障害者の医療に関する取組
3 教育・文化・芸術・スポーツ	3-1 インクルーシブ教育に関する取組 3-2 切れ目のない支援体制の構築 3-3 文化芸術、スポーツ振興に関する取組
4 就労・雇用	4-1 障害者雇用の促進 4-2 福祉的就労環境の充実
5 生活環境	5-1 障害者に配慮したまちづくりの推進 5-2 情報を得やすくするための取組 5-3 行政サービスにおける配慮
6 安心安全	6-1 防災対策の推進 6-2 防犯対策の推進 6-3 消費者被害の防止
7 権利擁護・差別解消	7-1 障害者差別解消の推進 7-2 虐待防止の推進 7-3 権利擁護の推進
8 広域連携	

4 分野別施策

分野1	生活支援
-----	------

施策1-1	相談支援体制の充実
-------	-----------

平成29年の社会福祉法改正により、市町村は「包括的な支援体制」づくりに努める旨が示され、その後、令和2年の社会福祉法改正により、この「包括的な支援体制」の構築を推進するための事業として創設されたのが重層的支援体制整備事業です。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「①属性を問わない相談支援」、「②参加支援」、「③地域づくりに向けた支援」を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、「④多機関協働による支援」、「⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施する事業です。

田原市では、障害のある人が安心して暮らすための相談窓口の拠点として、田原市障害者総合相談センター（以下「障害者総合相談センター」という。）を設置しています。その他にも、市内には障害の有無に関わらず日常生活等に関する様々な相談窓口が設置されています。これらの相談窓口が連携し、あらゆる問題に対応できるよう、ネットワークや相談体制の強化・充実が求められています。

具体的な取組	内容	担当課
包括的な相談支援事業の実施（新規）	<ul style="list-style-type: none"> ◇市内の包括的相談支援事業者が相談者の属性に関わらず、包括的に相談を受け止め、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行います。 ◇受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例については、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。 	地域福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 親子交流館
障害者総合相談センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害者総合相談センターを障害者総合支援法に規定する基幹相談支援センターとし、障害のある人の生活に関するあらゆる相談のワンストップ窓口として、その機能の充実を図ります。 ◇基幹相談支援センター内に、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業における障害分野の相談支援包括化推進員を配置し、障害分野の役割分担や支援の方向性の整理、支援の調整を行います。 ◇障害者総合相談センターを相談支援専門員の情報共有や人材育成の場として市内の相談支援事業の拠点となるよう取組（ミーティングや専門的研修の実施等）の充実を図ります。 	地域福祉課

具体的な取組	内容	担当課
児童発達支援センターとの連携	◇障害者総合相談センターと児童発達支援センターとの連携により、ライフステージに応じて必要となる支援が届くよう配慮します。	地域福祉課 子育て支援課
成年後見センターとの連携	◇成年後見センターと連携し、必要な支援が届くようさらなる利用促進に取り組みます。	地域福祉課
教育サポートセンターとの連携	◇卒園や入学、卒業、就職等のライフステージの移行期に支援が途切れないよう「リレーファイル」を活用するとともに、さらなる活用を促す仕組みを検討します。	地域福祉課 子育て支援課 学校教育課
子ども・若者総合相談窓口「はなそう」との連携	◇障害福祉、子育て支援、教育の各機関との連携を強化し、単一の機関ではできないような問題であっても適切に支援ができる体制を整えます。	地域福祉課 生涯学習課
広域的機関との連携	◇専門性を必要とするニーズや市内の社会資源だけでは対応が困難なニーズについては、国や県が所管する広域的な専門支援機関と連携し、対応を図ります。 〈広域的な専門支援機関〉 公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター、保健所、障害者就業・生活支援センター、障害児等療育支援事業、特別支援学校 等	地域福祉課
地域の関係団体との連携	◇市内各地域のコミュニティ協議会や民生児童委員、ボランティア団体等市内の関係団体と連携し、障害があっても暮らしやすいまちづくりに向けた取組を推進します。	地域福祉課

※包括的な相談支援事業とは

○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める

各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。

○支援機関のネットワークで対応する

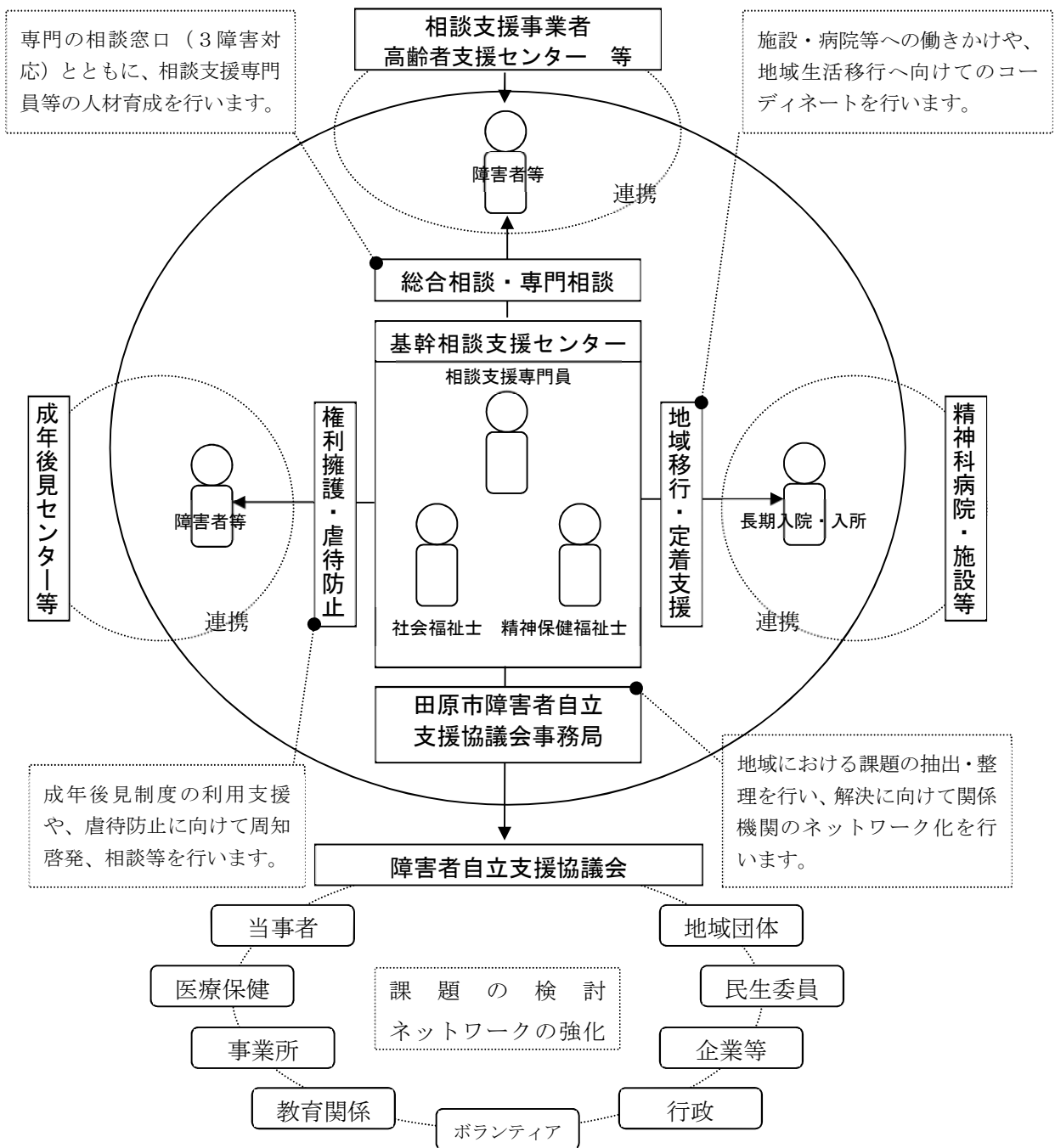
受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

○複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

厚生労働省 重層的支援体制整備事業人材養成研修資料より引用

図：障害者総合相談センター（基幹相談支援センター）の役割



第4期田原市障害者計画

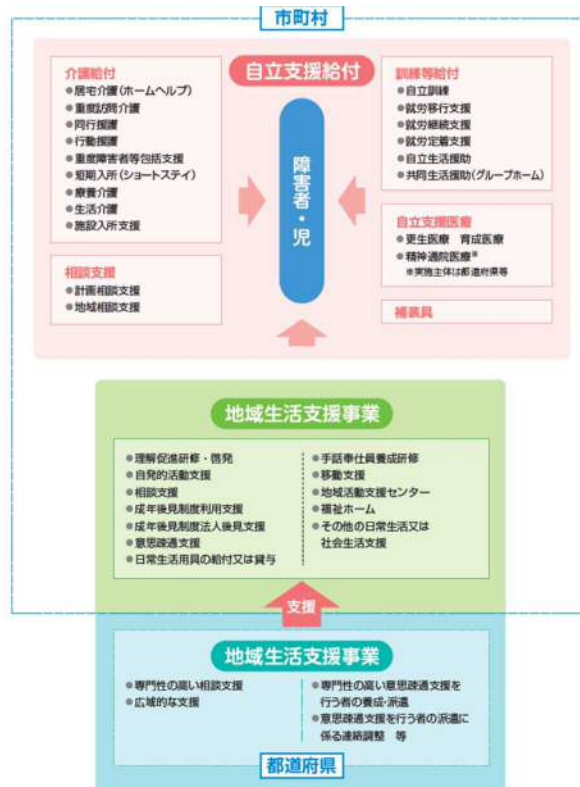
施策1-2

福祉サービスの充実

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的として提供されるサービスには、障害者総合支援法に定められる「自立支援給付」や、各市町村が地域の実情に合わせ提供する「地域生活支援事業」、児童福祉法に定められる「障害児通所支援等」のほか、法律で定められた以外に市独自のサービスがあります。

これらのサービスを利用しやすく、必要としている人にサービスが届くよう、サービス提供に関する体制を整備するとともに、その体制整備に関し、国から示された「基本的な指針」等に基づき、第4章の障害福祉計画や第5章の障害児福祉計画で成果目標の設定や、各サービスの必要な見込量及びその確保のための方策を定めます。

図：障害者を対象としたサービス



出典：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について」(2021年4月版)

具体的な取組	内容	担当課
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害者総合支援法の制度に基づき、障害福祉サービスの必要量を確保します。 ◇関係機関と連携しながら障害のある人の障害特性や障害の状況に応じた障害福祉サービスの充実を図ります。 	地域福祉課
地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害のある人が住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう地域生活支援事業（相談支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業、発達障害児者及び家族等支援事業等）の充実を図ります。 	地域福祉課 子育て支援課

施策1-3 障害児支援の充実

子どもの障害や発達の課題を早期に発見・把握し、円滑に療育へつなげていくことが重要です。

また、障害児の健全な発達を支援し、障害の有無に関わらず、全ての子どもが地域で保育・教育の支援を受け、共に成長できる地域支援体制づくりが必要です。さらに、関係機関との連携や、サービスの充実に併せ、保護者に対する育児相談の推進等、家族への支援を行う体制づくりも必要です。

そのため、田原市では令和3年4月に障害児支援の中核を担う田原市児童発達支援センターを設置し、相談支援、未就学児の療育及び保育園・学校等への訪問支援を行うとともに、障害者総合支援法等に基づく福祉サービスと連携した子育て支援の充実に取り組んでいます。障害や発達に課題のある子どもへの乳幼児期から成人期までの一貫した相談機能の確保や、発達相談の機能・体制を充実するとともに、障害児支援・母子保健・保健医療・教育委員会等との連携体制を強化し、ライフステージごとに支援が途切れない体制づくりや、児童の最も身近な支援者である保護者が安心して子育てができるような支援を提供しています。

図：障害児を対象としたサービス（市町村）



出典：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について」（2021年4月版）

具体的な取組	内容	担当課
地域支援体制の構築	<p>◇児童発達支援センター機能強化事業として、発達支援教室や相談業務を行い、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。</p> <p>◇健診事後教室参加者で引き続き支援が必要と思われる子どもに対しては、児童発達支援センターの地域支援事業につなぎ、継続した支援ができるような連携体制を構築します。</p>	子育て支援課 健康課

第4期田原市障害者計画

具体的な取組	内容	担当課
保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	◇児童発達支援センター、保育所、学校、福祉関係機関との連携体制を構築し、切れ目ない支援体制の構築に取り組みます。 ◇教育・福祉部局が連携し、インクルーシブ教育システムの理解・啓発の推進に努めます。 ◇障害者自立支援協議会を活用し、特別な支援や配慮を必要とする子どもの支援をつなぐためのリレーファイルの活用について検討するとともに利用の促進を図ります。	地域福祉課 子育て支援課 健康課 学校教育課
地域社会への参加 包容の推進	◇保育所等訪問支援や巡回支援専門員整備事業を活用し、保育所や認定こども園、小学校、放課後児童クラブ等での支援に協力できる体制の構築に努めます。 ◇障害があっても地域の学校に通えるよう学校介助員派遣事業を継続して実施します。派遣に関するコーディネーターを担い、学校教育課との連携を図ります。	地域福祉課 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	◇医療的ケア児保育利用支援事業等を実施し、医療的ケアを必要とする子どもを田原市内の保育所及び認定こども園で受け入れる体制を整えます。 ◇市内の小中学校等へ看護師を派遣するなどして、医療的ケア児が地域の学校に通うための支援を実施します。 ◇市内の児童発達支援センターに看護師を配置し、特別な支援が必要な障害児が身近な地域で支援ができる体制を整えます。	地域福祉課 子育て支援課 学校教育課
障害児相談支援の提供体制の確保	◇児童発達支援センター相談支援事業所を開設し、学校や福祉関係機関との連携体制を構築することにより、相談機能の充実を図ります。	地域福祉課 子育て支援課 学校教育課

施策1-4 サービスの質の向上

障害福祉サービス等を提供する事業所は、充足はしていないものの、毎年徐々に増えつつあり、支援の内容も多様化しています。今後は、サービスの種類、量の増加に加え、重度の障害のある人へ適切な支援ができるよう支援の質の向上と、多様なニーズに応えられるようサービスの充実を図る必要があります。

そのためには、サービスを利用する当事者の自立に向けたニーズを把握して、サービスの内容に反映するとともに、把握したニーズを事業所等に伝える必要があります。

また、田原市における障害福祉サービス等の事業所数、定員やサービス種類については十分な量が確保されているとは言えない状況にあり、今後も市内外の法人にサービス事業の展開を促していく必要があります。

具体的な取組	内容	担当課
当事者活動の活性化	◇障害者総合相談センターを中心に相談支援体制を強化し、市内のニーズを把握するとともに、障害者自立支援協議会のネットワークを活用し、当事者活動の活性化に資する取組を進めます。	地域福祉課
障害福祉サービス事業所等の増加に向けた取組	◇事業所が市内のニーズを把握することができるよう障害者自立支援協議会のネットワークを活用して、障害福祉施策及び児童福祉施策に関する情報を提供します。	地域福祉課 子育て支援課

施策1-5 人材の育成と確保

全国的に福祉サービス業に従事する人材の確保は課題となっており、田原市も例外ではありません。質の高い支援体制を構築するためには、障害のある人の支援について専門性のある人材の育成が必要です。そのためには、日々の業務を通じた支援力の向上に加え、従事者が自ら学び支援力を高めるための研修機会の確保が必要です。

社会福祉法人が運営する田原福祉グローバル専門学校（旧田原福祉専門学校）では、「介護福祉士の養成」や「介護福祉士実務者研修」を行っています。また、市内在住・在勤者等を対象に「介護職員初任者研修」を開講し、障害や年齢に関わらず安心して暮らすことができるよう、地域の介護力の向上を図っています。さらに、地域貢献連携事業として、市民が福祉や介護について気軽に学べる場である「オープンカレッジ」の開催や、市内の小中学校や高校を対象に福祉の魅力を紹介する「福祉学習支援事業」等を行っています。

その他、田原市社会福祉協議会を中心に、市内の小中学校等で福祉実践教室や講演会を行っており、障害のある人や高齢者も暮らしやすいまちづくりを担う一員として必要となる、思いやりの心や配慮、行動についての周知啓発活動を行っています。また、市民活動やボランティア活動を支援する機関として、「市民活動支援センター」や「ボランティアセンター」を設置し、市民との協働のまちづくりを進めています。

第4期田原市障害者計画

具体的な取組	内容	担当課
福祉サービス従事者の支援力向上に関する取組	◇市内にある障害福祉サービス等に従事する者が、それぞれの経験にあった研修を身近な場所で受けることができる機会を確保します。	地域福祉課
福祉教育の推進	◇福祉教育や生涯学習等子どもから大人まで福祉を学べる機会を充実し、先を見据えた人材育成活動を推進します。	地域福祉課
市民活動やボランティア活動の活性化	<p>◇田原市社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターや、市内の団体で構成されるボランティア連絡協議会と連携し、活動に関心はあるものの活動に至らない人のきっかけづくりを進め、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>◇市民活動支援センターにおいて、市民活動に関する相談や情報提供、市民活動を担う人材育成のための研修及び講座の開催等を実施し、市民活動支援体制の強化と充実を図ります。</p> <p>◇市民協働まちづくり事業補助金制度を整理することにより、制度をより活用しやすくし、市民活動の促進に努めます。</p> <p>◇田原市社会貢献活動災害補償制度により、市民のボランティア活動中の事故を救済し、安心して社会貢献活動が実施できる体制づくりに努めます。</p>	企画課

分野2

保健・医療

施策2-1

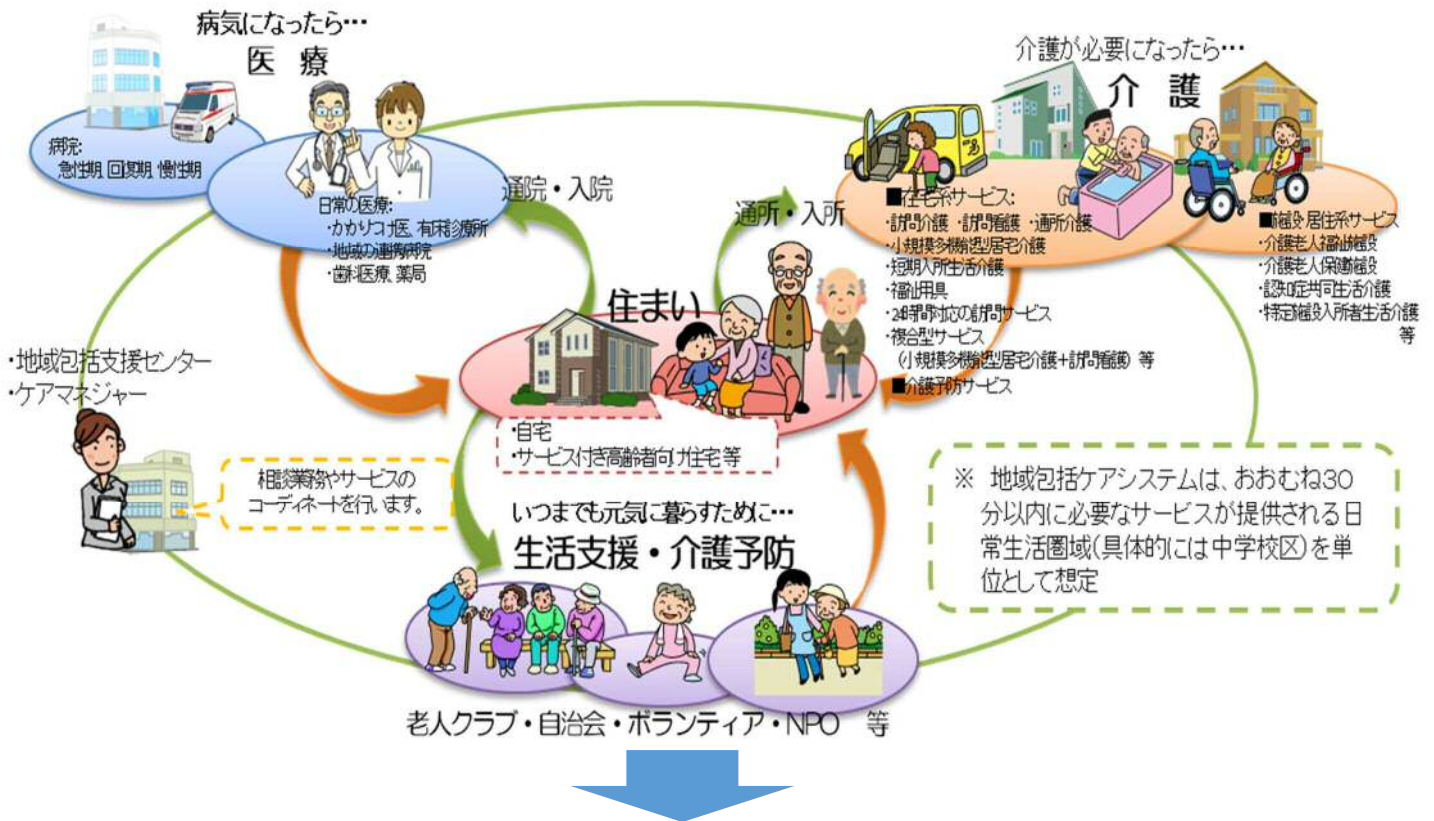
医療機関等との連携

平成16年9月、国の精神保健福祉対策本部が取りまとめた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、精神保健医療福祉施策の基本的な方策が「入院医療から地域生活中心へ」と示されて以降、様々な施策が行われてきました。そのような中、田原市では高齢福祉施策として平成26年からの3年間、在宅医療連携拠点推進事業と愛知県地域包括ケア推進モデル事業を実施し、医療と介護の連携による地域包括支援センターの設置に取り組んできました。

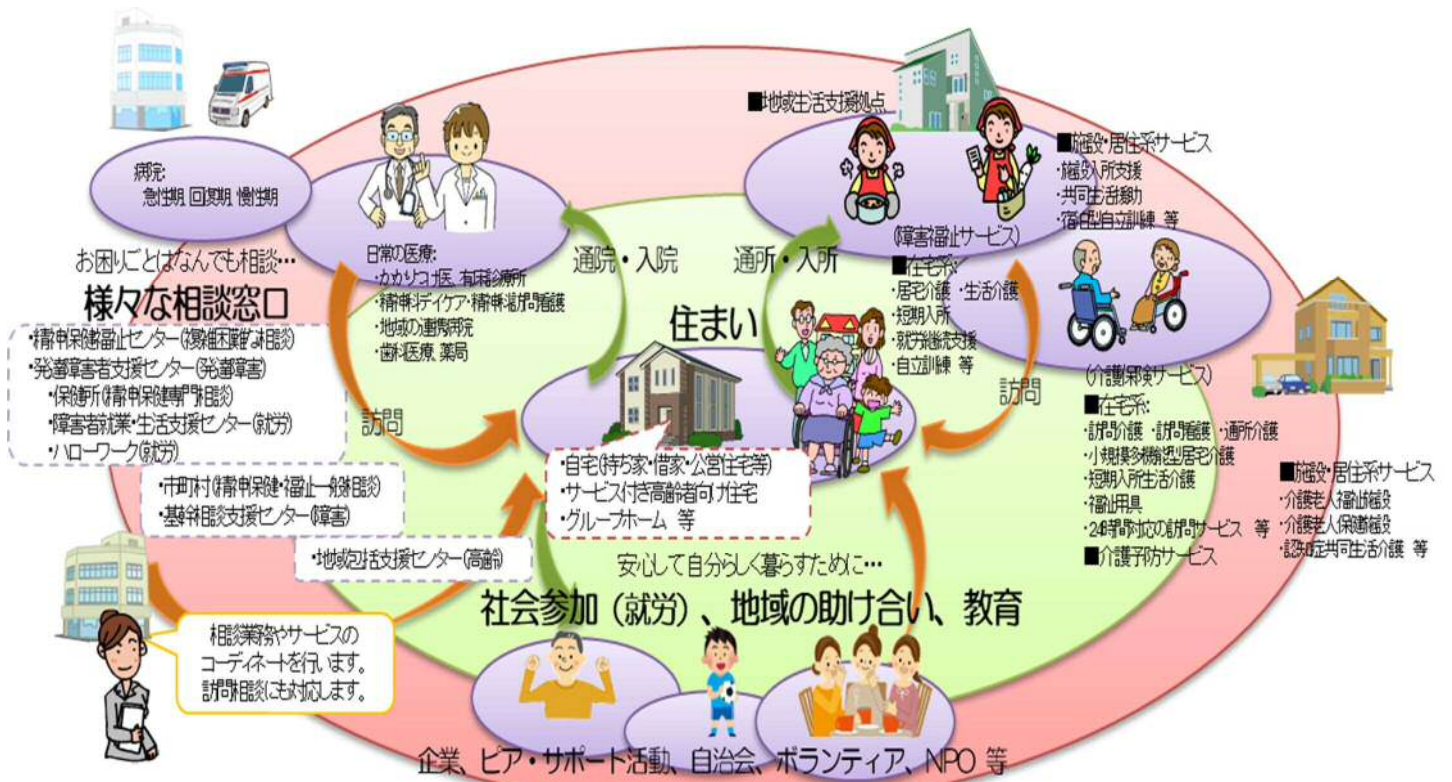
平成29年2月、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、精神障害者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが新たな理念として明確になりました。従来から取り組んできた地域包括支援システムが、単に高齢福祉施策ではなく、精神障害にも対応した体制構築が必要となり、医療・高齢福祉・障害福祉のさらなる連携が重要となってきています。

具体的な取組	内容	担当課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ◇高齢期におけるケアを念頭に論じられている「地域包括ケアシステム」の考え方を精神障害者のケアに応用することにより、生きづらさを抱える市民に福祉を届けられる仕組みを構築します。 ◇高齢福祉・障害福祉双方の「地域包括ケアシステム」が連携し、補完し合いながら福祉の増進に寄与する新たな仕組みの構築を検討します。 	地域福祉課
医療と福祉の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇医療・福祉との連携体制強化による顔の見える関係の構築、福祉と医療の切れ目のないサービスの提供により、障害のある人も安心して自宅で療養できる体制づくりを目指します。 ◇相談窓口にて相談対応を行うとともに、研修会の開催等により関係機関との連携体制の強化を図ります。 ◇在宅で適切な医療を継続して受けるために必要な支援を行う訪問看護の利用促進や、災害時の対応の検討などについて、関係機関と連携して行います。 	地域福祉課 高齢福祉課 健康課

図：高齢福祉分野の地域包括ケアシステム（イメージ）



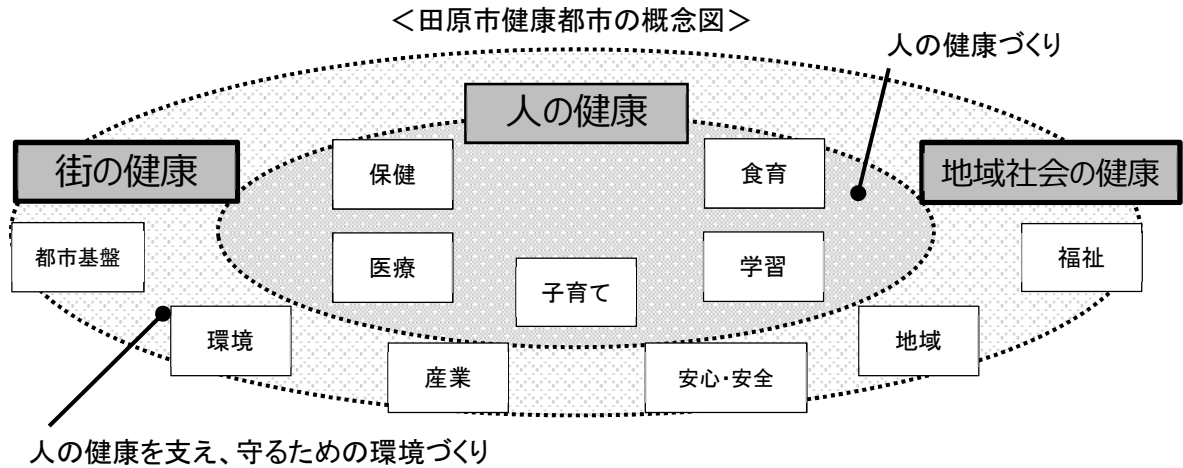
図：精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（イメージ）



施策2-2 障害者の健康づくりに関する取組

保健や医療等、人の健康づくりに直接的に影響を与える分野と、都市基盤や環境等、人の健康を間接的に支える分野の施策を一体的に進めるための「健康都市プログラム」のもと、健康都市の実現に向けたまちづくりを推進し、市民が自主的に健康づくりに取り組める環境の整備が必要です。

図：田原市が目指す健康都市



＜健康都市プログラムの基本方針＞

- 人の健康 … 子どもから高齢期に至るまで、全ての世代の人の心と体が健やかであること
- 街の健康 … 高齢者も障害者も誰もが外出でき、また、身近な自然とのふれあいや環境活動を通して、心の安らぎと健康増進が図れること
- 地域社会の健康 … 安心して生活できる環境があり、また、地域で支え合う仕組みや、参加と協働により市民活動が活発であること

具体的な取組	内容	担当課
健康診査や健康相談等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇生活習慣病等の疾患による障害を予防・早期発見するために、健康診査を継続実施します。 ◇乳幼児期等の疾患の予防や早期対応のため、健康診査や相談体制の充実を図ります。 ◇関係機関と連携を図り、疾患の予防や健康づくりの支援、相談体制の充実を図ります。 	健康課

第4期田原市障害者計画

施策2-3

こころの健康に関する取組

こころの健康を保つためには、睡眠や休養を十分に摂り、ストレスについての知識を深めることが重要です。また、気軽に相談できる相手や必要に応じた支援機関との連携も必要です。

具体的な取組	内容	担当課
相談窓口の充実と周知啓発	<p>◇こころに不調を感じた時に相談できる窓口の充実を図ります。</p> <p>また、保健所や精神科医療機関等と連携し、相談の内容に応じて支援します。</p> <p>◇家族や仲間など周りの方がこころの病気に対する理解を深めるための取組を継続実施します。</p> <p>◇田原市自殺対策計画に基づく取組を推進します。</p>	地域福祉課 健康課

施策2-4

障害者の医療に関する取組

医療を必要とする障害のある人の負担を軽減し、安心して生活できる取組が必要です。

具体的な取組	内容	担当課
医療費の負担軽減	<p>◇障害のある人も安心して必要な医療を受けられるよう医療費の助成や各種医療の給付を行います。</p> <p>◇障害種別や状況に応じた適切な医療を受けられるよう、医療費助成制度の周知に努めます。</p>	保険年金課

参考：障害種別に応じた医療費助成制度

対象者（身体障害・知的障害）	助成の内容
<p>1～3級の身体障害者手帳所持者 （腎臓機能障害は4級） （進行性筋萎縮症は4～6級） A・B判定の療育手帳所持者 自閉症状群と診断されている方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険における自己負担額の全額

対象者（精神障害）	助成の内容
<p>1・2級の精神障害者保健福祉手帳を持っていない方で、次の①か②のいずれかに該当する方</p> <p>①精神障害と診断され、自立支援医療（精神通院）を受けている方</p> <p>②精神障害と診断され、入院している方（措置入院の方は除く）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通院の場合 医療保険における精神疾患に係る通院医療費の自己負担額の全額 ・入院の場合 医療保険における精神疾患に係る入院医療費の自己負担額の半額
1・2級の精神障害者保健福祉手帳所持者	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険における自己負担額の全額

分野3 教育・文化・芸術・スポーツ

施策3-1 インクルーシブ教育に関する取組

インクルーシブ教育とは、障害の有無に関わらず、全ての子どもたちへ適切な支援・指導の充実を目指すものです。子どもたちを中心に周りの人々や学校、関係機関がしっかりと連携して取り組む必要があります。

具体的な取組	内容	担当課
障害児教育の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇各小中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、校内支援体制を引き続き継続します。 ◇特別支援教育校内委員会で支援の必要な児童生徒についての検討を行います。 ◇障害のある児童生徒の教育環境を整備します。 ◇教育・福祉部局が連携しインクルーシブ教育システムの理解・啓発の推進に努め、支援の必要な児童生徒についての教育環境を整備します。 	子育て支援課 教育総務課 学校教育課
学校介助員に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校介助員の派遣に関する取組は継続して実施しますが、利用が少ないため、関係機関と連携し、より良い派遣制度になるよう見直しを検討します。 	地域福祉課 子育て支援課 学校教育課

施策3-2 切れ目のない支援体制の構築

特別な支援を必要とする児童生徒について、長期的な視点に立ち一貫して適切な教育的支援を提供することが求められています。

具体的な取組	内容	担当課
教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害のある幼児に対しては、リレーファイルを活用しながら自立に向けた支援を継続的に行います。 ◇就学については、教育サポートセンターの教育支援コーディネーターが、就労については、障害者総合相談センターの相談支援専門員が在学中から関わり、円滑にライフステージの移行が進むよう、関係機関と連携を図ります。 ◇保育所等訪問支援等を実施し、障害のある児童生徒の教育環境を整備します。 	地域福祉課 子育て支援課 学校教育課
特別支援学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ◇特別支援学校との交流及び共同学習を積極的に推進します。 ◇特別支援学校等と連携し、保護者、園、小中学校に向けて説明会や教育相談など、就学に関する情報提供を実施します。 	学校教育課

第4期田原市障害者計画

施策3-3

文化芸術、スポーツ振興に関する取組

障害のある人もない人も文化芸術活動やスポーツに親しめる環境を整備し、交流を通じて障害の理解と障害のある人の社会参加が求められています。

具体的な取組	内容	担当課
文化活動・スポーツ等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害のある人の生涯学習活動等への参加を促進します。 ◇障害のある人の人権を重点に障害を理解するための学習機会を提供し、障害のある人の社会参加を促します。 ◇団体（施設）向けの来場PRや、個別のイベントを企画し、より文化芸術にふれる機会を促進します。 	生涯学習課 スポーツ課 文化財課
図書館活用への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害の有無に関わらず、全ての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるよう、読書バリアフリーの実現を目指します。 ◇様々な障害のある人が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるよう、大活字本、点字図書、LLブック、さわる絵本、電子書籍（DAISY・マルチメディアDAISY）等多様な形態による資料提供を実施します。 ◇郵送サービス、対面朗読サービス、DAISY再生機の貸出や館内に拡大読書器を設置します。 ◇視覚障害者や活字による読書が困難な方に対して、全国の点字・録音資料の検索・ダウンロードができるサピエ図書館や国立国会図書館視覚障害者用データ送信サービスの提供を行います。 ◇社会福祉協議会や福祉施設とも連携し、障害のある人への情報支援に努めます。 	図書館
当事者団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害のある人とない人が文化芸術活動やスポーツを通じて交流できるよう当事者団体の活動を支援するとともに、各種イベントの情報を提供し参加の促進を図ります。 	生涯学習課 スポーツ課

分野4 就労・雇用

施策4-1 障害者雇用の促進

障害のある人が能力を発揮しつつ安心して働き続けるためには、就労支援として一人ひとりの職業適性を的確に把握し、本人にあった職場環境を提案すること、また、職場への定着支援として就業と日常生活の一体的な支援、さらに同僚や家族等、周囲の人の理解が必要です。

障害のある人が安心して一般就労へと移行するための福祉サービスとして、就労移行支援事業や就労継続支援事業等があるほか、障害のある人の就労を支援する機関として、公共職業安定所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等があります。田原市では豊橋公共職業安定所（ハローワーク豊橋）と合同で「田原市地域職業相談室」を設置し、障害者雇用に関する求人情報の提供を行っています。

また、平成28年度から市と企業等が協力し、職場体験事業を実施しています。職場体験事業とは、実際に企業へ体験に行き自分の能力等を認識するとともに、企業には障害者雇用についての理解を促すものとなります。これにより障害のある人の社会参加を促進するとともに、利用者と企業等の情報共有の場としても活用し、相互理解を深めていますが、就労支援については、企業の開拓や仲介等の求職・就職支援だけでなく、安心して働き続けるための職場定着支援も重要です。

そのため、就業と日常生活を一体的に支援できる仕組みを構築する必要があるとともに、障害者雇用のメリットについて広く企業等に周知することが求められています。

ここ数年、障害者総合相談センターで訪れる就労相談者は、発達障害の傾向がある方や病識が全くない方が増加傾向にあります。この場合は本人や周囲の方が相談しない限り福祉に繋がりにくい状況となっており、早期発見のためには学童期から関わっている教育関係機関との連携が重要です。

具体的な取組	内容	担当課
就労移行支援事業所等との連携	◇サービスを利用することで、障害のある人自身が就労の機会を得ることができるように、また、一人ひとりに適した職業や就労に必要な環境等を把握し、安心して働き続けることができるよう、市内の就労移行支援事業所等との連携を強化し、就労支援体制を整備します。	地域福祉課
就労支援機関との連携	◇就労支援機関との連携を強化し、求職から就職、職場定着まで切れ目のない支援体制を構築します。	地域福祉課
障害者雇用に関する周知啓発	◇就労支援専門員が中心となり、パンフレットや映像等を用いて、障害者雇用に関するサポート体制についての情報提供を行います。 ◇各団体との連携を強化し、障害者雇用のメリットを周知することで障害者を雇用する企業の増加を図ります。 ◇農業分野と福祉分野の連携について情報共有を図るとともに、事業者への理解促進に向けた取組を推進します。	地域福祉課 農政課 商工課

第4期田原市障害者計画

具体的な取組	内容	担当課
職場定着支援の強化	<p>◇円滑に職場定着が進むようトライアル雇用や職場適応援助者（ジョブコーチ）派遣等制度を周知し、制度の活用に向けた取組を強化します。</p> <p>◇職場定着と日常生活の安定のための支援が一体的に提供できるよう障害者総合相談センターに配置された就労支援専門員を中心に支援体制の強化を図るとともに、ジョブコーチの配置を検討します。</p>	地域福祉課
障害児支援機関との連携	<p>◇「働く大人になるために」、保育・教育分野とリレーファイルを通じて連携し、幼少期から切れ目のない支援に取り組みます。</p>	地域福祉課 子育て支援課 健康課 学校教育課

施策4-2

福祉的就労環境の充実

障害のある人が働く場としては、企業等での一般就労の場だけでなく、一般就労に向けた準備をするためのサービス事業所等、支援の環境が整備された就労の場もあり、工賃等の増加や体験できる作業メニューを増加させることで、福祉的就労環境の充実が求められています。

具体的な取組	内容	担当課
障害者就労施設等への優先調達への推進	<p>◇障害者就労支援施設等が受注可能な物品や役務についての情報提供を行うとともに、市の機関が発注できる業務について障害者就労支援施設等に情報提供を行います。</p>	地域福祉課

分野5 生活環境

施策5-1 障害者に配慮したまちづくりの推進

田原市では、不特定多数の人、もしくは主として障害のある人や高齢者等の移動が困難な方も利用する一定の建築物を新築する場合、多目的トイレの設置や必要な通路幅の確保等、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合して建築しています。

さらに、障害のある人も安心して公共交通を利用できるよう、鉄道駅等のバリアフリー化や低床バス等バリアフリー対応車両を導入しています。

具体的な取組	内容	担当課
バリアフリー化に関する取組	◇田原市人にやさしい街づくり整備方針に基づき、障害のある人を含む全ての人にやさしい、バリアフリーのまちづくりを推進し、安心安全なまちづくりを目指します。	建築課 (施設管理各課)
市営住宅等の活用に関する取組	◇市営住宅を新たに整備する際には、バリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅のバリアフリー化改修を推進します。	建築課
グループホームの整備に関する取組	◇障害のある人の地域での自立生活や施設・病院からの地域移行を図るため、国の施設整備の補助制度等を活用し、設置を促進します。 ◇グループホーム利用者の日中活動の場の確保について、事業所に働きかけるとともに、事業所間の連携による場の確保を促進します。	地域福祉課
人にやさしい住宅リフォームに関する取組	◇障害のある人の生活に適した居住空間を整備するための費用の一部を補助し、障害のある人が在宅で安心した生活を維持できるよう支援します。 ◇住宅リフォームヘルパーと連携し、住宅リフォームに関するアドバイスや障害のある人に適した住環境に関する情報を提供します。	地域福祉課
市街地の整備に関する取組	◇中心市街地内については、障害のある人にも配慮し、安全に歩いて楽しめるまちの形成を目指します。このため、地区内の主要幹線道路においては、十分な歩行空間を確保するよう努めます。 ◇道路の整備に当たっては、交通安全施設を整備するなど、交通の安全と円滑を確保し、道路緑化等環境整備やバリアフリー化等、人にやさしいまちづくりに配慮した快適な歩行空間を形成します。	建設課 維持管理課 街づくり推進課

具体的な取組	内容	担当課
公共交通等に関する取組	<p>◇障害のある人の自立と積極的な外出・社会参加を促進するため、関係者の連携・協力のもと、鉄道・路線バス・田原市ぐるりんバスなど市内の公共交通ネットワークを形成し、市民の移動手段を確保します。</p> <p>◇障害のある人が公共交通機関を利用する際の利便性・快適性の向上及び移動の円滑化を図るため、関係者の連携・協力のもと、鉄道駅やバス停等乗継拠点における待合環境を必要に応じて改善します。</p> <p>◇障害者手帳所持者に対しては、田原市ぐるりんバスの利用の際、運賃の割引を継続して実施します。</p> <p>◇交通共通助成券、元気バス購入助成券、福祉有償運送料金助成券の交付や、各公共交通機関における料金割引制度を広く周知し、障害のある人の移動を支援するための取組を推進します。</p> <p>◇公共交通機関を単独で使用して移動することが困難な人のため、福祉自動車（車椅子等で乗車できる設備を装着した車両）などによる移動手段（福祉有償運送）を確保します。</p>	<p>地域福祉課 高齢福祉課 街づくり推進課</p>

施策5-2 情報を得やすくするための取組

福祉サービスをはじめ市政に関する情報は、毎月発行している「広報たはら」や「田原市ホームページ」、また、ケーブルテレビの市政番組を通じてお知らせしています。また、ボランティアが「広報たはら」の掲載内容を読み上げて録音し、「声の広報たはら」として視覚障害のある人に利用されています。

さらに、令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が公布され、今後、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策について、総合的に推進していくことが求められています。

具体的な取組	内容	担当課
意思疎通支援の充実	<p>◇障害のある人の日常生活や社会生活を支援するため、従来の手話通訳者や要約筆記者派遣事業、手話通訳設置事業を実施するとともに、事業の広報啓発に努めます。</p> <p>◇視覚障害、知的障害、発達障害、重度の身体障害等の意思疎通支援を必要とする人に対する支援のあり方について検討するとともに、情報の取得や意思疎通が困難な人への理解促進に努めます。</p>	<p>地域福祉課</p>
情報のバリアフリー化	<p>◇「田原市ホームページ作成ガイドライン」に則り、障害があっても同じように伝わり、同じように理解できるように努めます。</p>	<p>広報秘書課</p>

具体的な取組	内容	担当課
視覚情報のユニバーサルデザイン化【新規】	◇視覚に障害のある方のみならず、高齢者や外国人等すべての人に対し、視覚情報のユニバーサルデザイン化を実現するため、音声コードを活用するなど、アクセシビリティ（利用のしやすさ）の向上に向けた取組を検討します。	広報秘書課 総務課 地域福祉課

施策5-3	行政サービスにおける配慮
--------------	--------------

障害のある人が利用しやすい市役所となるよう、合理的配慮の提供や障害の理解について、関係者の理解促進を図る必要があります。

具体的な取組	内容	担当課
窓口等における配慮	◇市役所内で障害のある人への配慮が適切に行われるよう障害者差別解消法に関する周知啓発を行います。 ◇障害に関する理解を促進するため、職員に対し必要な研修（3年に1回を目途）を実施します。 ◇手話通訳者等の配置や、絵・図・パンフレットを用いた誰にでもわかりやすい説明等、障害のある人が必要とする合理的配慮の提供を行います。	人事課 地域福祉課
選挙等における配慮	◇情報通信技術の進展等も踏まえ、選挙等に関する情報については、障害特性に応じた提供に努めます。 ◇移動が困難な人に配慮した投票所のバリアフリー化や障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。 ◇障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票及び点字投票など投票機会の確保に努めます。 ◇指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票を適正に運用し、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な人への投票機会の確保に努めます。	総務課

分野6 安心安全

施策6-1 防災対策の推進

地震・津波、その他自然災害、また新型コロナウイルスを含む感染症から市民の生命・財産を守るため、様々な対策を組合せて災害に備えなければなりません。障害のある人が安心して生活できるよう、関係者との協力による避難行動支援体制の構築、情報伝達体制の整備、防災教育や防災訓練の充実、感染症等の予防に関する取組が求められています。

具体的な取組	内容	担当課
避難行動要支援台帳の作成	<p>◇災害発生時や中長期にわたる避難所での生活において、障害その他の理由により支援を必要とする人の情報を、本人の同意のうえ個別計画と合わせて台帳化し、災害発生時に支援することができるよう、関係機関との連携を図ります。</p> <p>◇台帳記載の医療情報を消防署と共有化し、緊急通報時等に迅速な対応ができるようにする等、障害のある人等が安心して生活できるための支援の充実を図ります。</p>	地域福祉課
避難行動支援体制の構築	<p>◇平常時から、要配慮者に関する情報を把握し、地域住民、自主防災会、民生・児童委員、警察、田原市社会福祉協議会、その他避難支援等の実施に携わる関係者の協力を得て、避難行動支援体制の充実を図ります。</p> <p>◇被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、ニーズに応じたサービスを提供できるよう体制を整備します。</p> <p>◇市内の福祉施設との協定のもと設置される福祉避難所の充実を図りつつ、障害のある人も安心して避難及び避難生活を送れるよう災害時障害者サポートマニュアルの作成を検討します。</p>	防災対策課 地域福祉課
情報伝達体制の整備	<p>◇防災アプリの普及・啓発を行います。</p> <p>◇自主防災会へ各地区内の要配慮者の把握や災害発生時の支援を呼びかけます。</p> <p>◇障害者の特性に配慮した効果的な情報伝達手段を関係課と検討します。</p>	防災対策課 地域福祉課
防災教育・訓練の充実	<p>◇災害弱者である障害者に対する「自助・共助・公助」の視点から各種講座、訓練、講習会、説明会、広報等を通じて啓発を行うとともに、自主防災会での支援を関係課と呼びかけます。</p>	防災対策課 地域福祉課
感染症に関する対策の構築と対応	<p>◇日頃から様々なリスクを抽出し、「備える」重要性の理解を推進します。</p> <p>◇福祉サービス提供事業所に対し、通常定める「BCP計画」の中に感染症における対応の検討・記載を促します。</p>	地域福祉課 健康課

施策6-2	防犯対策の推進
--------------	---------

障害のある人を犯罪から守り、緊急時に適切に対応するための有効な手段は、行政・警察等の協力と連携です。これらを強化し、情報伝達手法の効率化が求められています。

具体的な取組	内容	担当課
警察との連携	<p>◇聴覚などに障害のある人等が警察へ通報しやすいよう、110番アプリやFAX110番の利用促進を図るとともに、行政と警察が協力し、事案に応じた迅速・適切な対応を行います。</p> <p>◇障害のある人が行方不明になってしまった際には、「田原市行方不明者発生時の対応マニュアル」を活用し、警察との効果的な連携を図ります。</p> <p>◇「田原市事件等発生時の対応マニュアル」を活用し、警察から得た犯罪に関する情報を、効果的に障害のある人へ提供できるような複数の手段で提供します。</p>	総務課

施策6-3	消費者被害の防止
--------------	----------

障害のある人を狙った詐欺事件や悪質商法等は近年巧妙化し、より専門的な相談機関との連携による対応が必要となっています。日常における些細な心配ごとから、各種法律に関することまで、身近な場所で弁護士、行政相談員、民生・児童委員、人権擁護委員、社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士、家庭相談員、母子父子自立相談員等の専門職が相談を受け付けています。今後も消費者が被害にあわないよう相談窓口の充実が求められています。

具体的な取組	内容	担当課
消費生活相談等の充実	<p>◇消費生活相談員が障害のある人の支援方法などの専門性の高い研修を受けることで、より安心できる相談体制を構築します。</p>	商工課

分野7 権利擁護・差別解消

施策7-1 障害者差別解消の推進

障害を理由とした差別をなくすためには、偏見をはじめとした障害への理解不足を解消しなければなりません。平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、障害を理由とする差別的取扱いの禁止が全ての人に義務付けられるとともに、合理的配慮の不提供の禁止については、行政機関等には義務、民間事業者には努力義務として規定されましたが、令和6年4月より、民間事業者も義務化されることとなりました。

さらに、相談及び紛争の防止等のための体制整備や、障害者差別解消支援地域協議会の設置等についても規定され、田原市では平成29年度に田原市障害者差別解消支援地域協議会を設置しています。障害者差別は子どもから高齢者まであらゆる世代に関係してくるため、同協議会は、障害者自立支援協議会（権利擁護部会）に内包する形で位置づけられ、制度の谷間に陥ることなく権利を守ることができる支援ネットワークの構築が図られています。

障害者差別解消法の主な内容

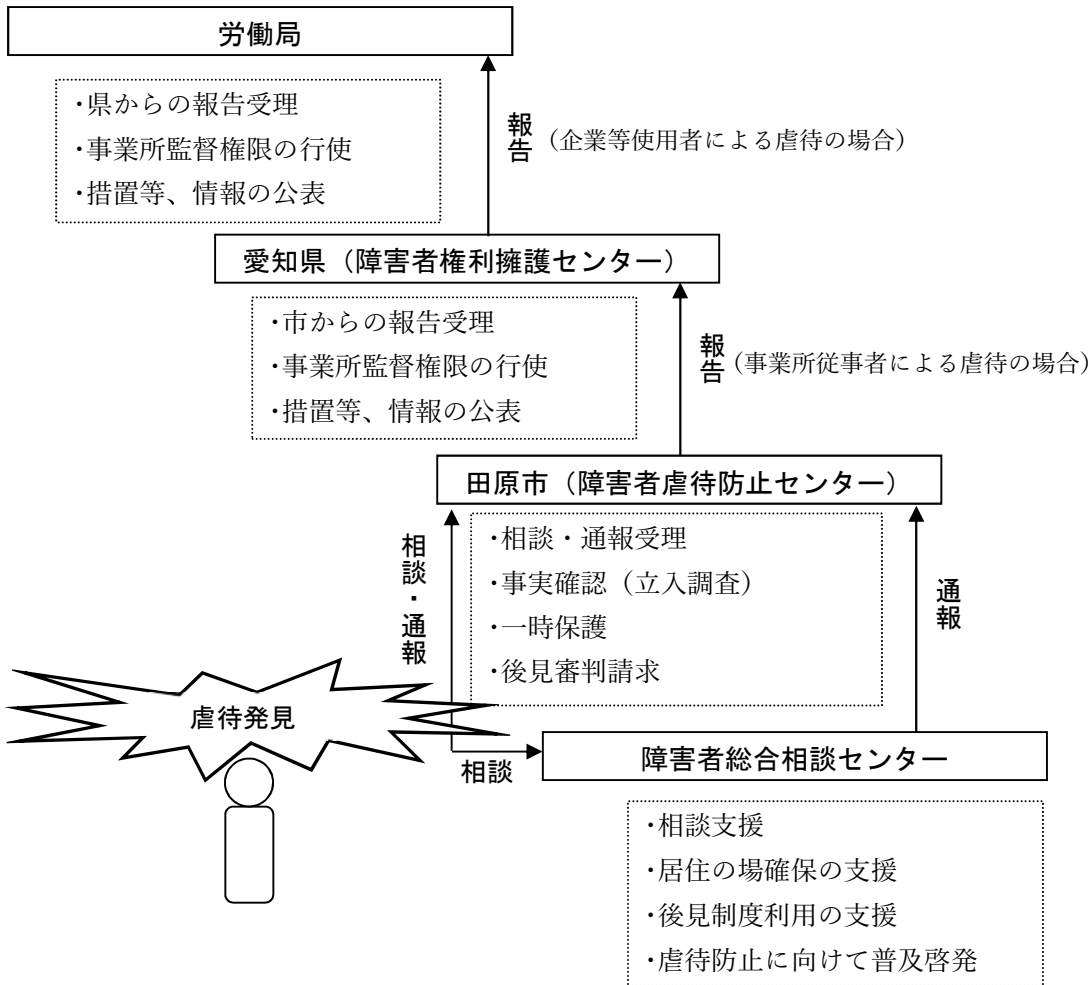
- ・ 障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止
- ・ 社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止（合理的な配慮の提供）
- ・ 差別解消のための支援措置（紛争解決・相談、協議会の設置、啓発活動、情報収集）

具体的な取組	内容	担当課
障害者差別解消に関する周知啓発	<p>◇障害者差別解消支援地域協議会の機能を活用し、相談窓口等に寄せられる差別に関する事例を多くの機関で共有することで、障害への理解と差別解消に関する周知啓発を推進します。</p> <p>◇障害者差別解消法の規定に基づき定めた田原市職員対応要領に規定する職員研修を実施します。</p> <p>◇合理的配慮についての正しい理解が進むよう情報提供を行います。</p>	<p>人事課 地域福祉課 学校教育課</p>

施策7-2 虐待防止の推進

虐待に至るまでの背景には、養護者への過度な負担や相談相手の不在、周囲の無理解等があることが知られています。このようなことから、過度な負担となる前に適切に相談や支援が提供される体制づくりと、虐待が起きてしまった際にも、養護者の負担軽減の方策を考え、周囲の人にも理解を求める働きかけが必要となります。

図：虐待から障害者の権利を守るための仕組み



具体的な取組	内容	担当課
障害者虐待防止センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害者虐待防止センターを地域福祉課内に設置し、障害者総合相談センター等関係機関と迅速に連携できる体制を強化します。 ◇養護者による虐待だけでなく、障害福祉サービス等の従事者や使用者等による虐待を防止するため、事業所等への周知啓発や研修を行います。 ◇「虐待防止対応マニュアル」に則り、保育所・教育分野に対し、法の理念の理解に関する取組を実施します。 	地域福祉課

施策7-3

権利擁護の推進

福祉サービスは、利用者自らの意思により事業所と契約を結び、サービス提供を受ける形態となっています。そのため、知的や精神障害、認知症等により、判断能力が不十分で契約行為ができないといった理由で、福祉サービスが利用できない状況を防ぐ必要があります。また、その他の日常生活に必要な契約行為等を支援し、権利を侵害されることなく、安心して自立した生活が送れるような体制づくりが必要です。

そのため、田原市社会福祉協議会に成年後見センターを設置し、成年後見制度や日常の金銭管理等が必要な人が利用する日常生活自立支援事業の制度についての利用支援及び周知啓発を行っています。

また、障害者基本法や障害者総合支援法には、相談や成年後見等、障害のある人の権利を守るための支援において、本人の意思決定の支援に配慮することが規定されています。意思決定を適切に支援するためには、意思決定の下支えとなる「経験」、決定に必要な情報の「理解」、決定した意思の「表現」のそれぞれの過程において、障害のある人一人ひとりに合った支援を提供しなければなりません。

平成29年3月に厚生労働省が策定した「意思決定支援ガイドライン」において、今後もますます障害者の意思決定支援は重要なものとなることから、相談支援機関だけでなく、サービス事業所、教育機関、地域、家族等、障害のある人を取り巻く関係者全ての意思決定支援についての理解が不可欠です。

具体的な取組	内容	担当課
成年後見センターとの連携	◇障害のある人の権利を守るため、きめ細やかなネットワークづくりができるよう障害者自立支援協議会(権利擁護部会)を運営するとともに、市民後見人の導入等新たな仕組みについての検討を行います。	地域福祉課
意思決定支援に関する取組	◇障害者自立支援協議会において、意思決定支援の理解を深めるとともに、意思決定支援のあり方についても協議を進めます。 ◇本人の意思が最大限に配慮され権利が守られるよう、市全体の支援力を高める取組を進めます。	地域福祉課

分野8

広域連携

平成27年1月30日、東三河8市町村が「東三河はひとつ」を合言葉に、東三河広域連合を設立しました。8市町村が質の高い行政サービスの提供や効率的な行政の運営等を目的に、住民サービスの向上のため、広域で各種事務の連携が始まっています。

障害福祉分野においては、障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務を広域連合で実施することにより、サービスの早期利用や公平・公正な審査体制の確保、経費の削減等が行われています。

また、田原市は、豊橋市、豊川市、蒲郡市とともに東三河南部圏域に属しており、圏域ごと相談支援や協議会の体制強化のために地域アドバイザーが設置されています。

さらに全国には、障害のある人も安心して暮らせるまちづくりについて、先進的な取組を行っている市町村が数多くあり、田原市では、このような福祉先進地から講師等を招き、市民等を対象とした講演会等を開催しながら福祉施策に反映する取組を行っています。

具体的な取組	内容	担当課
東三河広域連合との連携	◇今後も東三河広域連合との密な連携により事務の円滑化を進め、市民サービスの向上を図ります。	地域福祉課
東三河南部圏域との連携	◇市内で解決できない課題については、東三河南部圏域で調整し、解決に向けた取組を進めるとともに、引き続き圏域と市の連携を強化します。 ◇地域アドバイザーを中心に、各市の基幹相談支援センターと連携し、相談支援専門員の育成等について相互の協力体制を構築します。	地域福祉課
福祉先進地との連携	◇福祉先進地から田原市に必要と思われる施策等を学ぶ際には、市民や関係団体と共有し、協働体制が構築できるような取組を行います。	地域福祉課

第4章 第7期田原市障害福祉計画

第4章 第7期田原市障害福祉計画

1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」に基づき、本市の実情も勘案したうえで、令和8年度末の成果目標を定めるとともに、これらの成果目標を達成するために必要な量（活動指標）も併せて見込みます。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、グループホームや一般住宅等に移行する人の数を見込みます。

【第6期計画の進捗状況】

○障害者自立支援協議会で、地域生活への移行促進や精神科病院における現状の把握、権利擁護に関する研修を実施し、支援機関との情報共有や意識向上に取り組みました。

○令和5年度までの見込みにおいて、地域生活移行者数は目標値を達成しましたが、内4人は死亡による移行者です。なお、令和5年度末の福祉施設入所者数は目標値を上回り、目標を達成できない見込みです。

項目	令和3～5年度 までの目標値	令和3,4年度 までの実績 (累計)	令和5年度までの見込み (令和5年10月時点)	
令和3年度～令和5年度 の地域生活移行者数	5人	7人	8人	達成

※愛知県より提供される数値を計上（毎年度8月頃公表）

項目	令和5年度末 の目標値	令和4年度末 の実績	令和5年度末の見込み (令和5年8月提供時点)	
令和5年度末時点の 施設入所者数	77人	80人	80人	未達成

※各年度3月提供分の数値を計上

【第7期計画の取組と成果目標】

国の基本指針
令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
※令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

- すべての施設入所者の地域生活移行に関する意向について、その支障となっている要因や必要とする支援を把握し、適切に意思決定支援を行いつつ、その意向を確認します。(田原市障害者自立支援協議会において、その内容について共有を図ります。)
- 施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について、その施設の担当職員等が地域生活支援拠点等の関係機関と連携して検討できる仕組みづくりを構築します。

項目	令和8年度末の目標値	成果目標の設定
地域生活移行者数	5人	令和4年度末の施設入所者数80人の6%を設定する。
福祉施設入所者数	73人	令和4年度末の施設入所者数80人から8.75%削減する。 ※第6期計画の目標値が未達成のため、未達成割合分を上乗せ。(3人÷80人×100=3.75%)

※令和5年3月提供分の数値を計上

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となることから、基本方針に掲げる活動指標を定めます。

また、基本指針の成果目標である「精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」、「精神病床における1年以上長期入院患者数」、「精神病床における早期退院率」については、愛知県が目標値を定めるため、これを成果目標とします。

【第6期計画の進捗状況】

- 第6期計画における国の基本指針から、保健・医療及び福祉関係者が情報共有できる協議の場の設置に向けた活動指標を設定することになりました。本市では、障害者総合相談センターが中心となり、保健・医療及び福祉関係者が参画する障害者自立支援協議会を設置し、連携体制を構築しています。そのため、今後も更なる関係強化を目指すことが有効との考えから、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に対応する協議の場は、障害者自立支援協議会の場を活用するものとし、新たな協議の場は設定していません。
- 令和3年度に障害者自立支援協議会の中に、新たに施策推進会議を設置し、主に障害者に関する施策の実施状況を評価しました。また、当会議内に参画している委員の一部を選任して、「障害者を対象とした地域包括ケアシステム検討チーム（以下「をと包括検討チーム」という。）」を組織し、障害者に対する地域包括ケアシステムの構築に向けた検討を開始しています。
- また、令和3年度は、障害者総合相談センターを中心に地域活動支援センター（機能強化I型）と協働して、精神病床がある医療機関等との連携会議を開催し、地域生活への移行支援に取り組みましたが、令和4年度以降、地域活動支援センターの精神保健福祉士が不在となり、その活動に影響がでています。

項目		R3 (R3.4~R4.3)	R4 (R4.4~R5.3)	R5 (R5.4~R5.8)
精神障害者の地域移行支援	目標値	2 人	2 人	3 人
	実績値	0 人	0 人	0 人
精神障害者の地域定着支援	目標値	3 人	3 人	4 人
	実績値	3 人	0 人	0 人
精神障害者の共同生活援助	目標値	9 人	9 人	10 人
	実績値	11 人	14 人	14 人
精神障害者の自立生活援助	目標値	0 人	0 人	1 人
	実績値	0 人	0 人	0 人

※年度ごと最大の利用実人数を計上

【第7期計画の取組と成果目標】

国の基本指針	
○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	令和8年度における精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
○精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）	別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。
○精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）	令和8年度における入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。

【長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）】

項目	令和8年度末の目標値	成果目標の設定
地域移行に伴う基盤整備量 （65歳以上利用者数）	1人	県の推計式により長期入院患者の地域生活への移行に伴う障害福祉サービスを利用する人数を算出。 ・慢性期入院患者数（65歳未満） 42人 ・慢性期入院患者数（65歳以上） 41人 ・基盤整備量 1.7人
地域移行に伴う基盤整備量 （65歳未満利用者数）	1人	

【第7期計画の活動指標】

項目	R6	R7	R8	活動指標の設定
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回	をと包括検討チームの開催回数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	22人	22人	22人	をと包括検討チーム（委員6名、事務局5名）の参加者数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	設定	設定	設定	をと包括検討チームにおける目標設定及び評価の実施回数
	1回	1回	1回	

第4期田原市障害者計画

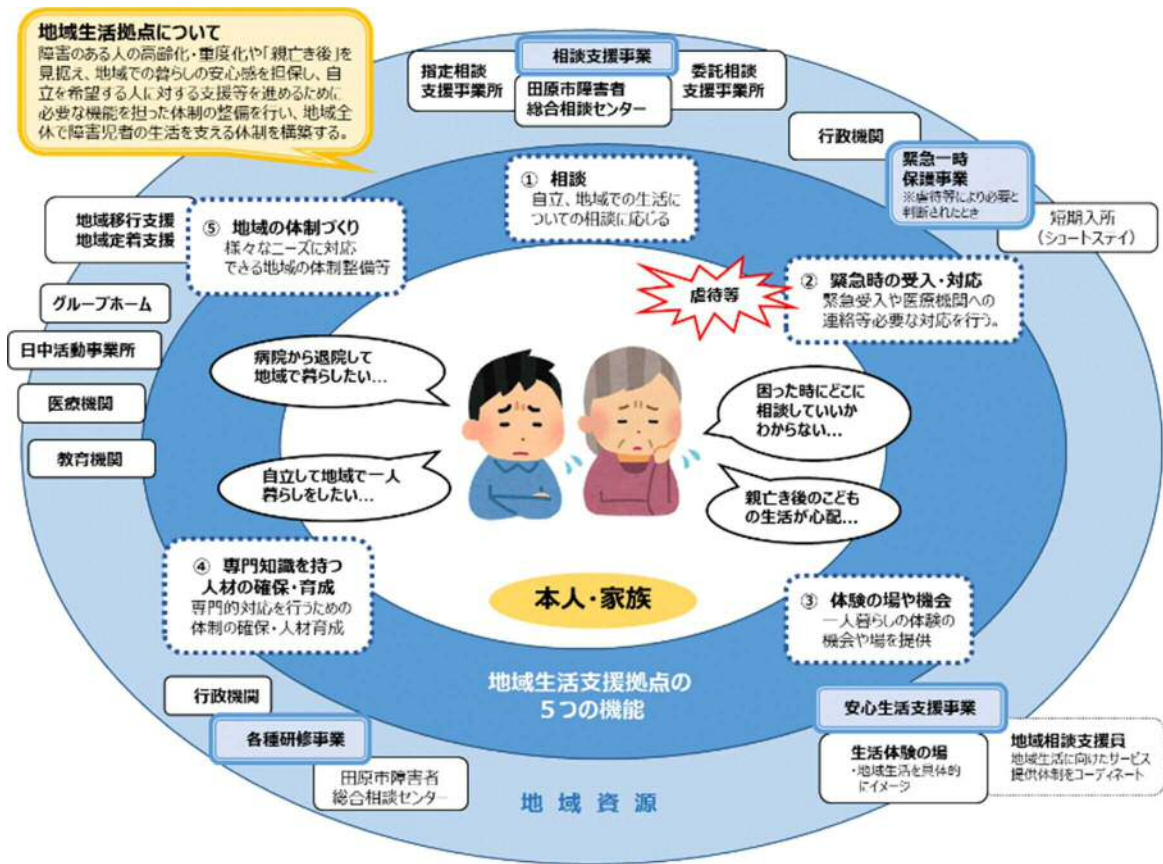
項目	R6	R7	R8	活動指標の設定
精神障害者の地域移行支援	2 人	2 人	2 人	各年度実利用者数
精神障害者の地域定着支援	1 人	1 人	1 人	各年度実利用者数
精神障害者の共同生活援助	15 人	15 人	15 人	各年度実利用者数
精神障害者の自立生活援助	1 人	1 人	1 人	各年度実利用者数
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	1 人	1 人	1 人	各年度実利用者数

(3) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の機能の充実のため、地域生活支援拠点等の設置個所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の回数について、年間の見込数を設定します。

地域生活支援拠点に求められる機能

- ・相談支援体制の整備（地域移行や親元からの自立に向けた支援）
- ・緊急時の受入れや対応（ショートステイの利便性や対応力の向上）
- ・体験の機会や場の提供（ひとり暮らし体験やグループホーム体験等）
- ・専門性（人材の確保と養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（様々なニーズに対応できる地域の体制整備等）



【第6期計画の進捗状況】

- 「地域生活支援拠点等検討チーム」では、地域生活支援拠点を構成する関係機関（以下「拠点構成機関」という。）と地域課題を確認するとともに目的を共有化し、地域生活支援拠点の機能充実に向けた検討を行った。
- 田原市地域生活支援拠点連携ガイドライン（令和5年4月）を策定し、「緊急時の受入れ・対応」や「体験の機会・場の提供」に係る取扱を定め、拠点構成機関に対し協力を求めた。

第4期田原市障害者計画

相談支援体制の整備（地域移行や親元からの自立に向けた支援）

- ・障害者総合相談センターがコーディネーターの役割を担い、それぞれの機能を担う関係機関と連携しています。

緊急時の受け入れや対応（ショートステイの利便性や対応力の向上）

- ・市内の短期入所事業所に対し、緊急時の共通認識を確認するとともに、実際の緊急時を想定した対応力の向上等を図る必要があります。

体験の機会及び場の提供（ひとり暮らし体験やグループホーム体験等）

- ・令和5年度より市内福祉サービス事業所の協力により、市内に「体験の場」を設けることができましたが、現在利用がありません。地域移行を進める上では実際に暮らす地域で体験することが有効であるため、利用に向けた周知等が必要となっています。

専門性の確保（人材の確保と養成、連携等）

- ・障害者自立支援協議会において、専門性の習得を目的とした研修会を開催しており、引き続き人材育成を図るための研修等の企画・実施が必要です。

地域の体制づくり（様々なニーズに対応できる地域の体制整備等）

- ・障害者総合相談センターを中心に医療・高齢福祉分野等関係機関との体制整備に取り組んでおり、今後も地域の関係機関が連携した体制整備を進める必要があります。

項目	R3	R4	R5（見込み）
地域生活支援拠点（面的整備）	整備済	整備済	整備済
機能充実のための検証・検討の実施回数	5回	3回	0回

【第7期計画の取組と成果目標】

国の基本指針
令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）する。
その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めることを基本とする。
年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

- 地域生活支援拠点を構成する関係機関と、地域課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、機能充実に向けた検証・検討を実施していきます。
- 地域生活支援拠点の機能強化により、地域生活への移行者が増えることを勘案し、在宅生活を支える障害福祉サービス等の見込量を算出します。
- 各支援機関の専門性を活かした研修会の開催等、人材育成に取り組んでいきます。

項目	令和8年度末の目標値	成果目標の設定
地域生活支援拠点等 (面的整備)	1か所	地域生活支援拠点等の設置か所数を設定する
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	体制の整備	田原市障害者自立支援協議会にて実施(施策推進会議)
運用状況の検証及び検討	毎年度1回実施	田原市障害者自立支援協議会にて実施(施策推進会議)
強度行動障害を有する障害者に対する支援体制の整備	支援体制の整備	田原市障害者自立支援協議会にて検討(施策推進会議)

【第7期計画の活動指標】

項目	R6	R7	R8	活動指標の設定
コーディネーターの配置人数	7人	7人	7人	障害者総合相談センターの運営を担う相談支援専門員の数
機能充実のための検証・検討の実施回数	1回	1回	1回	田原市障害者自立支援協議会にて実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて一般就労に移行する者の数を見込みます。

【第6期計画の進捗状況】

- 一般就労移行者数については、設定した目標値を大幅に上回ることができ、さらに、第6期計画では、就労継続支援事業からも一般就労へ移行した実績がありました。
- また、就労定着支援事業の利用者数も目標値を上回る見込みです。市内の就労移行支援事業所は1事業所のみですが、就労定着率は8割を超えています。

項目	令和5年度 目標値	令和3~4年度 までの実績	令和5年度中の見込み	
一般就労移行者数	8人	15人	2人	達成
就労移行支援事業からの 一般就労移行者数	6人	12人	1人	達成
就労継続支援A型事業 からの一般就労移行者数	1人	2人	1人	達成
就労継続支援B型事業 からの一般就労移行者数	1人	1人	0人	達成

項目	令和5年度 目標値	令和3~4年度 までの実績	令和5年度中の見込み	
就労定着支援事業の利用者数	4人	3人	6人	達成
就労定着率が8割以上の就労 定着支援事業所の割合	70%以上	100%	100%	達成

【第7期計画の取組と成果目標】

国の基本指針	
○就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数	
令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。	
この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。	
＜就労移行支援事業＞	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。 ・ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。 	
＜就労継続支援＞	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続支援A型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。 	

○雇用の創出に向け、一般就労先である企業等に対する障害への理解の周知・啓発に向けた取組を強化するとともに、障害福祉サービスと併せて、就労支援専門員による支援、市独自の「職場体験事業」を引き続き実施します。

○障害者自立支援協議会（障害者就労検討部会）において農福連携に向けた方策を検討し、関係機関とその目的・意義を共有して、取組を推進します。

項目	令和8年度の目標値	成果目標の設定
一般就労移行者数	14人	令和3年度の一般就労への移行実績11人の1.28倍以上を設定する。
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	10人	令和3年度の一般就労への移行実績8人の1.31倍以上を設定する。
一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	100%	市内就労移行支援事業所数：1箇所
就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	3人	令和3年度の一般就労への移行実績2人の1.29倍以上を設定する。
就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	1人	令和3年度の一般就労への移行実績1人の1.29倍以上を設定する。

※小数第1位を四捨五入して計上

国の基本指針

○就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

項目	令和8年度の目標値	成果目標の設定
就労定着支援事業の利用者数	4人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数3人の1.41倍以上を設定する。
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	100%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上に設定する。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障害者等から福祉に関する相談に応じる体制の整備に係る目標を設定します。

【第6期計画の進捗状況】

- 障害者総合支援法第77条の2の規定に規定する基幹相談支援センターを設置・運営し、障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援に取り組みました。
- 障害者総合相談センターは、市内指定特定相談支援事業所や指定障害児相談支援事業所に対して、指導機関としての役割を担うとともに、事業所から提出されるサービス等利用計画（案）等を確認することで市内相談支援専門員の人材育成に取り組みました。また、必要に応じて市内相談支援事業所へ訪問し、専門的な指導・助言を実施しました。
- 重層的支援体制の整備に向け、令和5年度に、介護・障害・子ども・困窮等の相談支援機関が役割分担し、円滑な連携のもとで支援ができるよう体制整備の検討を行いました。

項目		R3	R4	R5（見込み）
相談支援体制の充実・強化等		実施	実施	実施
総合的・専門的な指導・助言件数		実施	実施	実施
地域の 相談支 援体制 の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	48 回	44 回	46 回
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	48 回	44 回	46 回
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	5 回	7 回	2 回

【第7期計画の取組と成果目標】

国の基本指針	
<p>令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが下記に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターの設置 ・ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化 <p>協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 	

- 障害者総合支援法第77条の2の規定に規定する基幹相談支援センターを引き続き設置し、障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援に取り組みます。
- 地域の相談支援体制の強化を図るため、地域の相談支援事業所に対し、基幹相談支援センターによる専門的な指導を実施します。
- 基幹相談支援センターで実施している相談支援ミーティングを通じて、市内相談支援事業所に所属する相談支援専門員の人材育成に取り組みます。
- 地域の相談機関との連携強化に向けた取組を実施し、重層的な支援体制を構築します。

項目	R6	R7	R8
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置

【第7期計画の活動指標】

項目		R6	R7	R8	活動指標の設定
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	3 件	3 件	3 件	基幹相談支援センターが委託相談支援事業所以外の事業所へ訪問等により専門的な指導・助言を実施した件数
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	50 件	49 件	51 件	基幹相談支援センターで実施した人材育成の支援件数(=相談支援ミーティング実施回数)

項目		R6	R7	R8	活動指標の設定	
地域の相談支援体制の強化	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4 回	4 回	4 回	基幹相談支援センターが地域の相談機関(高齢者支援センター等)と連携強化の取組を実施した回数	
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	500 件	490 件	510 件	基幹相談支援センターで実施した個別事例の支援内容の検証件数(=相談支援ミーティングで確認した支援件数) 10件/回	
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1 人	1 人	1 人	基幹相談支援センターに所属する主任相談支援専門員の数	
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	12 回	12 回	12 回	相談支援ミーティングにおける事例検討実施回数	
	協議会における相談支援事業所の事例検討参加事業者・機関数	32 機関	32 機関	32 機関	協議会参加機関数	
	協議会の専門部会の設置数	3 部会	3 部会	3 部会	専門部会設置数	
	協議会の専門部会の実施回数	障害者就労検討部会	3 回	3 回	3 回	開催回数
		ヘルパー連携部会	3 回	3 回	3 回	開催回数
		権利擁護部会	3 回	3 回	3 回	開催回数

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る目標を設定します。

【第6期計画の進捗状況】

- 県や圏域で開催される各種研修に参加し市職員の知識取得に努めました。市内の事業所への情報共有を図る機会が設定できませんでした。
- 障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているかの検証体制や、自立支援審査支払等システムを活用し、請求の過誤を削減させる体制を構築できていない状況です。
- 障害者総合相談センターが中心となって、情報や研修機会の提供を行うなど、事業所の質を向上させる取組の検討が必要となっています。

項目	R3	R4	R5 (見込み)
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2 人	2 人	1 人
障害自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有機会	0 回	0 回	0 回

【第7期計画の取組と成果目標】

国の基本指針
<p>令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。</p> <p>○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。</p>

- 愛知県が実施する障害福祉サービス等に関する研修に積極的に参加します。
- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を検証する体制を検討します。
- 自立支援審査支払等システムによる審査結果について、市内事業所で共有できる体制を構築し、市内障害福祉サービス事業所等の質の向上を図ります。

項目	R6	R7	R8
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	構築	構築	構築

【第7期計画の活動指標】

項目	R6	R7	R8	活動指標の設定
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1 人	1 人	1 人	研修へ参加した人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1 回	1 回	1 回	市内事業所が参画する会議体を設置し、審査結果を共有した回数

2 障害福祉サービス等の見込量及び確保策

令和6年度から令和8年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を以下のとおり定めます。

(1) 訪問系サービス

(1月当たり)

サービスの種類		第6期障害者福祉計画（実績）			第7期障害者福祉計画（計画）		
		R3	R4	R5（見込み）	R6	R7	R8
居宅介護	見込み	519 時間	523 時間	527 時間	409 時間	413 時間	417 時間
		56 人	56 人	57 人	45 人	45 人	46 人
	実績	440 時間	396 時間	366 時間			
		45 人	44 人	43 人			
重度訪問介護	見込み	50 時間	50 時間	50 時間	150 時間	150 時間	150 時間
		1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 時間	0 時間	0 時間			
		0 人	0 人	0 人			
同行援護	見込み	8 時間	8 時間	9 時間	15 時間	15 時間	15 時間
		2 人	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人
	実績	5 時間	8 時間	13 時間			
		1 人	2 人	3 人			
行動援護	見込み	20 時間	20 時間	20 時間	20 時間	20 時間	20 時間
		1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 時間	0 時間	0 時間			
		0 人	0 人	0 人			
重度障害者等 包括支援	見込み	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	実績	0 時間	0 時間	0 時間			
		0 人	0 人	0 人			

第6期障害福祉計画の評価

【第6期の取組】

○田原市障害者自立支援協議会（ヘルパー連携部会）において、行動援護に対する理解、医療的ケア児支援法の内容や喀痰吸引に関すること、学校介助員の制度に関連することなど、支援の専門性を向上させるための研修や意見交換を実施するとともに、ヘルパー自身が在宅支援から知り得た課題等を持ち寄り、現場で活用できるように検証・検討を重ねています。

【見込みと実績の分析】

○居宅介護の利用実績は見込数を下回りましたが、利用者のニーズには対応できています。また、居

宅介護の利用について、基準に沿った適切な運用が求められています。

- 重度訪問介護、行動援護の利用見込みを想定しましたが、利用実績はありませんでした。令和5年度には、重度訪問介護の利用に向けた相談があり、実施に向けた調整をしましたが、市内に提供事業所がなく、また、市外の事業所においても利用者が必要とする支援量の提供が困難であったため、サービスの利用まで至りませんでした。
- 重度障害者等包括支援は、常時介護を要する方に、介護や相談支援等の各種支援を包括的に提供するものですが、本市及び近隣市に提供事業所がなく、利用実績はありませんでした。現在は、相談支援専門員が各種支援サービスの調整・組合せをして市内の利用対象者に対応しています。

【課題】

- 市内で訪問系サービスを実施している事業所は2事業所と少ない状況で、同性介護に対応するための男性介護職員や次世代を担う介護職員の不足などが引き続き課題として挙げられており、今後も安定的にサービスを提供していくためには引き続き人材の確保が必要です。
- 世帯の変化により高齢者の独居世帯が増えている中、加齢による視力障害により外出が困難となるケースが出てきているため、潜在的なニーズ把握も含め、柔軟な対応を検討する必要があります。
- 強度行動障害のある人への支援など、高い専門性を必要とする支援を提供できる人材が限られており、支援の質の向上が求められています。
- 重度訪問介護は、医療的ケアを要する障害児者からのニーズが予測されるため、支援体制を充実させていく必要があります。

第7期障害福祉計画

【第7期の見込量と確保のための方策】

- 居宅介護は在宅生活を支える基本的なサービスであるため、今後も福祉施設入所者等の地域生活への移行を進めるにあたり、利用者数や利用量は増加すると見込まれるため、令和5年度時点での見込量を確保します。なお、市内の2事業所により見込量は確保できると考えますが、事業所の増加が望まれます。
- 重度訪問介護、行動援護については、市内に事業所がなく、利用実績もありますが、潜在的なニーズを見込むとともに、体制の充実に向け、事業所への周知啓発に取り組みます。
- 同行援護は市内に2事業所あり、現在の事業所により見込量は確保できると考えます。
- 重度障害者等包括支援については、市内及び近隣市に事業所がなく、利用実績もないため、今後も各種支援サービスの調整・組合せで対応します。
- 障害者自立支援協議会（ヘルパー連携部会）を中心に、市内の事業所との連携を強化し、研修等を通じた人材育成と人材の確保に関する取組を進め支援体制の整備を図ります。
- 在宅支援での気づきや課題を「イケてる視点」として抽出し、検証・検討して支援の充実に活用できるよう取組を継続します。

第4期田原市障害者計画

(2) 日中活動系サービス

(1月当たり)

サービスの種類		第6期障害者福祉計画（実績）			第7期障害者福祉計画（計画）		
		R3	R4	R5（見込み）	R6	R7	R8
生活介護	見込み	3,534 人日	3,574 人日	3,614 人日	3,473 人日	3,487 人日	3,502 人日
		181 人	182 人	184 人	182 人	183 人	184 人
	実績	3,429 人日	3,393 人日	3,458 人日			
		179 人	180 人	181 人			
自立訓練 （機能訓練）	見込み	23 人日	23 人日	23 人日	23 人日	23 人日	23 人日
		1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	10 人日	0 人日	0 人日			
		1 人	0 人	0 人			
就労選択支援 【新設】	見込み					10 人	11 人
	実績						
自立訓練 （生活訓練）	見込み	23 人日	23 人日	23 人日	23 人日	23 人日	23 人日
		1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人日	21 人日	0 人日			
		0 人	1 人	0 人			
就労移行支援	見込み	332 人日	333 人日	335 人日	143 人日	130 人日	118 人日
		20 人	20 人	20 人	10 人	9 人	9 人
	実績	193 人日	130 人日	158 人日			
		11 人	10 人	10 人			
就労継続支援 （A型）	見込み	664 人日	694 人日	774 人日	597 人日	599 人日	602 人日
		38 人	40 人	45 人	34 人	33 人	33 人
	実績	590 人日	573 人日	595 人日			
		35 人	34 人	34 人			
就労継続支援 （B型）	見込み	1,371 人日	1,448 人日	1,508 人日	1,577 人日	1,658 人日	1,744 人日
		75 人	76 人	76 人	95 人	100 人	105 人
	実績	1,356 人日	1,430 人日	1,499 人日			
		81 人	86 人	90 人			
就労定着支援	見込み	8 人	12 人	15 人	11 人	13 人	14 人
	実績	8 人	12 人	10 人			

サービスの種類		第6期障害者福祉計画（実績）			第7期障害者福祉計画（計画）		
		R3	R4	R5（見込み）	R6	R7	R8
療養介護	見込み	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	実績	2人	2人	2人			
短期入所 （福祉型）	見込み	310人日	310人日	310人日	244人日	265人日	289人日
		41人	41人	41人	29人	30人	31人
	実績	189人日	224人日	224人日			
		26人	28人	28人			
短期入所 （医療型）	見込み	8人日	8人日	8人日	8人日	8人日	8人日
		2人	2人	2人	2人	2人	2人
	実績	2人日	2人日	2人日			
		1人	1人	1人			

※「人日」は、1人1月当たりの平均利用日数に利用人数を掛けて算出しています。

第6期障害福祉計画の評価

【第6期の取組】

- 事業所単位で従業者に対して虐待防止研修の実施が義務化されることに伴い、令和3年度の障害者自立支援協議会（権利擁護部会）において、障害者虐待の防止及び支援の質の向上を目的とした研修会を開催しました。
- 障害者自立支援協議会（権利擁護部会）では、令和4年度に市内の事業所で働く支援者に対し、障害者虐待防止の理解状況等を把握することを目的としたアンケート調査を実施しました。また、令和5年度には、前述したアンケート調査の結果を受け、事業所の管理者や虐待防止マネージャー向けに研修を実施しました。
- 障害者自立支援協議会（障害者就労検討部会）においては、障害者雇用に関する周知啓発について検討し、就労支援専門員を中心に就労先の確保及び定着支援についての取組を進めています。令和5年度は、障害者雇用を理解を深めるための研修を企画し、関係機関に周知を図りました。
- 農福連携では、就労支援専門員が市内の農業関係の会社や個人農家と連携し、市独自のサービスである職場体験実習制度を利用しながら、利用者の就職につなげています。
- 就労系サービス事業所への情報提供と障害福祉についての理解と専門性の習得に向けて、障害者総合相談センターが事業所との連携を密にして支援に取り組んでいます。
- 精神障害がある人から就労支援に関するニーズが増加しています。

【見込みと実績の分析】

- 生活介護は、就労系サービスの利用が増加し見込数を若干下回りました。
- 就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援A・B型）は、就労継続支援B型の利用者数を除き、

見込量や見込人数に大幅な乖離は見られていませんが、障害者就労に関しては在宅ワークなど様々な働き方が出てきています。

- 就労定着支援は平成30年度から始まったサービスですが、周知が進み利用者数が増えています。
- 自立訓練、療養介護、短期入所（医療型）は、市内に事業所がないため、市外の事業所を利用している状況です。

【課題】

- 令和6年度の報酬改定により新たなサービスとして創設される予定の「就労選択支援」に係る制度の理解、周知啓発が必要となっています。
- 就労移行支援事業所等から一般就労につなぐ取組の強化として、在宅ワークやリモートワークなど就労系サービス事業所が提供する支援の質の向上が求められています。
- 事業所の所在地域に偏りがあり、通所までの距離が長いと選択肢も限られるため、近隣地域の事業所を利用しやすいサービス体制の構築が必要です。
- 精神障害がある人からの就労に係る支援ニーズが増加しており、就労支援専門員や相談支援専門員の支援時間が増加していることから、その改善が必要となっています。
- 精神科医療を必要とする方たちへの支援体制の整備が必要となっています。

第7期障害福祉計画

【第7期の見込量と確保のための方策】

- 地域移行の推進に応じて、日中活動系サービスの利用の増加が見込まれます。日中活動の場、社会参加の機会の提供体制の整備に向け、相談支援専門員、関係機関と連携し取組を進めます。
- 就労に対する多様なニーズに対応するため、市内事業所や企業への情報提供を継続し、専門性の習得による支援の質の向上を図ります。
- 「働く大人になるために」、幼少期から一貫した切れ目のない支援について、障害児に係る支援会議等への参加を通じてその充実を図ります。
- 自立訓練、療養介護、短期入所（医療型）については、市内に事業所はありませんが、市外の事業所により見込量は確保できると考えます。
- 就労系サービスの見込量については、市内外の事業所により確保できると考えます。

(3) 居住系サービス

(1月当たり)

サービスの種類		第6期障害者福祉計画（実績）			第7期障害者福祉計画（計画）		
		R3	R4	R5（見込み）	R6	R7	R8
自立生活援助	見込み	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人			
共同生活援助 （グループホーム）	見込み	23 人	25 人	28 人	39 人	42 人	45 人
	実績	31 人	34 人	36 人			
施設入所支援	見込み	82 人	81 人	80 人	79 人	78 人	77 人
	実績	82 人	81 人	80 人			

第6期障害福祉計画の評価

【第6期の取組】

○市内全域にグループホームが設置されるよう事業者への周知啓発及び支援に取り組みました。

【見込みと実績の分析】

○共同生活援助は、市内外でグループホームが増加し、利用者の増加が見込まれます。

○施設入所は、入所者の高齢化等に伴う退所及び地域生活への移行を見込みましたが、主に死亡退所による減少で、入所者による地域移行が進みませんでした。

【課題】

○地域生活を希望する方が安心して暮らしていくことができる体制を整える必要があります。

○地域生活への移行を進めるためには、居住する場所の1つの選択肢であるグループホームの整備が充実するとともに、日中活動や就労の場の確保も併せて必要となります。

第7期障害福祉計画

【第7期の見込量と確保のための方策】

○共同生活援助は、地域移行の取組に応じて今後も利用者は増加すると見込まれるため、グループホームの設置に向けた周知啓発及び支援に取り組みます。

○施設入所支援は、地域への移行・受入体制の整備を進めることにより、利用者の減少を見込みます。

○自立生活援助は、市内に事業所がなく、利用実績がありませんでしたが、今後の潜在的なニーズを見込むとともに、事業所への周知啓発に取り組みます。

○障害者虐待防止について、グループホームの世話人やパート職員への周知が不十分なため、周知啓発に取り組みます。

(4) 相談支援サービス

(1月当たり)

サービスの種類		第6期障害者福祉計画（実績）			第7期障害者福祉計画（計画）		
		R3	R4	R5（見込み）	R6	R7	R8
計画相談支援	見込み	106 人	107 人	108 人	132 人	137 人	142 人
	実績	118 人	124 人	127 人			
地域移行支援	見込み	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人	3 人
	実績	0 人	0 人	1 人			
地域定着支援	見込み	3 人	3 人	4 人	3 人	3 人	3 人
	実績	3 人	0 人	0 人			

第6期障害福祉計画の評価

【第6期の取組】

- 指定特定相談支援事業所とサービス提供事業所との協力・連携体制の強化に取り組んでいます。
- 市内の相談支援事業所の質の平準化及び向上を図るため、障害者総合相談センター長（機能強化員）が、サービス等利用計画案等の内容を確認し、計画策定に係る支援を行っています。
- 高齢者支援センターと障害者総合相談センターで「高齢・障害連携会議」を定期的（3月／1回）に開催し、高齢分野との連携事例を共有・情報交換を行っています。

【見込みと実績の分析】

- 計画相談支援については、市内において指定特定相談支援事業所等が増加したことにより、全ての利用者の計画が作成され、円滑なサービス提供につながっています。

【課題】

- 長期入院患者等が安心して地域生活を送ることができるよう支援していくためには、適切な意思決定支援、関係機関の連携の強化、高齢精神障害者支援のあり方、地域における精神障害者に対する理解の促進、支援体制の構築などに取り組む必要があります。
- 高齢化により65歳を過ぎた方の相談件数が多くなってきており、介護保険との併用など高齢分野との連携が今以上に必要となっています。
- 障害児から障害者への相談支援のスムーズな引継ぎ等こども分野との連携強化が必要となっています。
- 世帯問題の複雑化により、相談の内容も複雑化しており、また、複数の課題を抱える世帯の支援が必要となっています。

第7期障害福祉計画

【第7期の見込量と確保のための方策】

- 計画相談支援は、指定特定相談支援事業所とサービス提供事業所との協力・連携体制の強化や相談支援事業所の質の平準化及び向上を図る取組を行うことで、利用者の増加を図ります。
- 地域生活を希望する人が地域で暮らすことができるよう、重度障害者や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備等を引き続き障害者自立支援協議会において検討を進めます。
- 地域移行支援、地域定着支援は、医療機関等関係機関及び高齢者支援センターとの連携のさらなる強化を図ります
- 複数課題を抱える世帯の支援について、他の分野と協力し、役割を分担して支援を組み立てる仕組みづくりの検討を進めます。

■参考：補装具費

(年間)

購入	R3	R4	R5 (見込み)
義肢	5 件	8 件	3 件
装具	12 件	15 件	15 件
視覚障害者安全つえ	3 件	2 件	2 件
補聴器	18 件	7 件	20 件
車椅子	9 件	4 件	10 件
電動車椅子	1 件	1 件	3 件
歩行器	4 件	0 件	1 件
歩行補助つえ	1 件	4 件	1 件
眼鏡 (矯正眼鏡)	2 件	0 件	0 件
眼鏡 (遮光)	0 件	0 件	0 件
特殊義眼	1 件	0 件	0 件
座位保持装置	5 件	6 件	4 件
特例補装具	0 件	0 件	4 件
座位保持椅子	4 件	3 件	1 件
小計	65 件	50 件	64 件
修理	R3	R4	R5 (見込み)
義肢	6 件	2 件	4 件
装具	0 件	2 件	1 件
補聴器	9 件	13 件	17 件
車椅子	22 件	23 件	25 件
電動車椅子	10 件	5 件	1 件
座位保持装置	0 件	1 件	1 件
歩行補助つえ	0 件	0 件	0 件
歩行器	1 件	0 件	0 件
小計	48 件	46 件	49 件

3 地域生活支援事業の見込量及び確保策

令和6年度から令和8年度に実施する地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方、量の見込み及びその見込量の確保のための方策を以下のとおり定めます。

なお、事業の内容が地域生活支援事業実施要綱（「地域生活支援事業等の実施について（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（別紙1）」）に定める内容と異なる点が特段ない場合、事業の内容は省略できることになっています。

（1） 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

サービスの種類		第6期障害者福祉計画（実績）			第7期障害者福祉計画（計画）		
		R3	R4	R5（見込み）	R6	R7	R8
理解促進研修・啓発事業	見込み	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	実績	1回	2回	2回			

【第6期の取組・評価】

○障害についての理解促進を図るための講演会を開催しました。

令和3年度	令和4年度	令和5年度
コロナ禍のため開催見送り	障害者自立支援協議会にて実施	令和5年12月実施 令和6年3月実施（予定）

○ヘルプマーク及びヘルプカードの内容を市の「障がい者福祉の手引き」に掲載し、市民及び関係者に配布することで周知を図りました。

【第7期の見込量と確保のための方策】

○障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現に向け、障害者や障害特性等に関する地域住民の理解を深めるための研修及び啓発活動を実施します。

② 自発的活動支援事業

サービスの種類		第6期障害者福祉計画（実績）			第7期障害者福祉計画（計画）		
		R3	R4	R5（見込み）	R6	R7	R8
自発的活動支援事業	見込み	3団体	3団体	3団体	3団体	3団体	3団体
	実績	3団体	3団体	3団体			

【第6期の取組・評価】

- 当事者団体等が実施する社会的活動に対し、補助金を交付し活動の支援を行いました。(地域や関係機関との防災訓練や当事者団体が主催するスポーツ大会等の開催)

【第7期の見込量と確保のための方策】

- 障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動の支援を継続することで、地域共生社会の実現を図ります。

③ 相談支援事業

サービスの種類		第6期障害者福祉計画（実績）			第7期障害者福祉計画（計画）			
		R3	R4	R5（見込み）	R6	R7	R8	
相談支援事業	障害者相談支援事業	見込み	4 か所	4 か所	4 か所	5 か所	5 か所	5 か所
		実績	4 か所	4 か所	5 か所			
	基幹相談支援センター等機能強化事業	見込み	1 か所	1 か所	1 か所	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施			
	住宅入居等支援事業	見込み	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施			

【第6期の取組・評価】

- 田原市から障害者相談支援事業の委託を受けた指定特定相談支援事業所（以下「委託相談支援事業所」という。）に所属する相談支援専門員が、障害者総合相談センターに常駐し、いつでも相談できる体制を整備しました。
- 相談の多様化・複雑化に対応するため、障害者総合相談センターに常駐する相談支援専門員同士で情報交換を密に行いながら、支援方法を検討し、相談支援の質の向上を図りました。
- 相談支援機能の強化を図るため、障害者総合相談センターに機能強化員を配置し、地域の相談支援体制の強化を図りました。

【第7期の見込量と確保のための方策】

- 本市の地域特性を踏まえ、委託相談支援事業所の相談支援専門員が障害者総合相談センターに常駐する体制を継続し、障害者相談支援事業を行います。
- 令和6年度からの重層的支援体制整備事業の実施に伴い、包括的相談支援事業所となる委託相談支

援事業所における支援体制の整備を進めます。

- 障害者総合相談センターに引き続き専門的職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
- 住宅入居等支援事業（居住サポート）については、委託事業相談支援事業所にて実施します。

④ 成年後見制度利用支援事業

サービスの種類		第6期障害者福祉計画（実績）			第7期障害者福祉計画（計画）		
		R3	R4	R5（見込み）	R6	R7	R8
成年後見制度 利用支援事業	見込み	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	実績	0 件	0 件	2 件			
成年後見制度 法人後見支援 事業	見込み	1 法人	1 法人	1 法人	1 法人	1 法人	1 法人
	実績	1 法人	1 法人	1 法人			

【第6期の取組・評価】

- 平成19年度から田原市社会福祉協議会に成年後見センターが設置され、法人後見業務を実施しています。
- 施設へ入所する際、身元保証人を求められることがあることから、今後は、成年後見人利用希望者の増加が見込まれるため、人材の確保や専門職との繋がりが必要となっています。

【第7期の見込量と確保のための方策】

- 障害者の権利擁護のため、顧問弁護士や社会福祉士等を配置するなど、適切に業務が運用できる支援を継続します。

⑤ 意思疎通支援事業

サービスの種類			第6期障害者福祉計画（実績）			第7期障害者福祉計画（計画）			
			R3	R4	R5（見込み）	R6	R7	R8	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	見込み	95 時間 (48 件)	100 時間 (51 件)	70 時間 (55 件)	59 時間 (50 件)	59 時間 (50 件)	59 時間 (50 件)	
		実績	55 時間 (40 件)	75 時間 (50 件)	50 時間 (50 件)				
	要約筆記者派遣事業	見込み	手話通訳者派遣事業に含む				20 時間 (3 件)	20 時間 (3 件)	20 時間 (3 件)
		実績	28 時間 (3 件)	23 時間 (3 件)	20 時間 (3 件)				
	手話通訳者設置事業	見込み	週 5 回 (1 人)	週 5 回 (1 人)	週 5 回 (1 人)	週 5 回 (1 人)	週 5 回 (1 人)	週 5 回 (1 人)	
		実績	週 3 回 (1 人)	週 5 回 (1 人)	週 5 回 (1 人)				

【第6期の取組・評価】

- 手話通訳者派遣事業は、市通訳者等登録制度と県の派遣制度を併用し、障害者のニーズに対応している状況です。
- 市が設置している手話通訳者は、平日・半日の配置となっていることから、終日配置が望まれています。
- 利用者の日常生活を支えるためには、通訳技術のほか、地域のことを把握している通訳者等が望まれますが、市通訳者等登録制度の登録者数が少ない状況です。
- 市主催の講演会等では、手話通訳者や要約筆記者の派遣が浸透してきています。

【第7期の見込量と確保のための方策】

- 意思疎通支援については、手話通訳者派遣事業や要約筆記者派遣事業等の制度を利用し障害者のニーズに対応していきます。
- 設置通訳者については、引き続き、市役所本庁舎に配置します。
- 合理的配慮の提供として、申請手続きの利便性の向上や様々な場面で手話通訳者が配置されるよう事業の周知を行います。
- 市通訳者等の登録者を増加させるための広報活動に取り組み、手話通訳者等の確保を図ります。

⑥ 日常生活用具給付費

(年間)

サービスの種類			第6期障害者福祉計画（実績）			第7期障害者福祉計画（計画）		
			R3	R4	R5（見込み）	R6	R7	R8
日常生活用具給付費	介護訓練 支援用具	見込み	4 件	4 件	4 件	5 件	5 件	6 件
		実績	3 件	4 件	4 件			
	自立生活 支援用具	見込み	10 件	10 件	10 件	8 件	8 件	8 件
		実績	8 件	9 件	8 件			
	在宅療養等 支援用具	見込み	9 件	9 件	9 件	9 件	9 件	9 件
		実績	3 件	6 件	8 件			
	情報・意思 疎通支援 用具	見込み	8 件	8 件	8 件	7 件	7 件	7 件
		実績	3 件	7 件	5 件			
	排泄管理 支援用具	見込み	1,324 件	1,316 件	1,308 件	1,331 件	1,313 件	1,295 件
		実績	1,388 件	1,323 件	1,350 件			
	住宅改修費	見込み	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
		実績	0 件	1 件	2 件			

【第6期の取組・評価】

○日常生活用具給付は、排泄管理支援用具の申請が大半を占めています。

【第7期の見込量と確保のための方策】

○日常生活用具の給付対象として要望が寄せられた品目等については、事業の目的と整合を図った上で、適切な給付ができるよう検討します。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

サービスの種類		第6期障害者福祉計画（実績）			第7期障害者福祉計画（計画）		
		R3	R4	R5（見込み）	R6	R7	R8
手話奉仕員養成 研修事業	見込み	10 人	11 人	12 人	10 人	10 人	10 人
	実績	16 人	9 人	6 人			

【第6期の取組・評価】

- 受講生を増やすため、田原市公式 LINE に参加者募集の投稿を行う等、多方面に周知を図りました。
- 電話・FAX・窓口に加え、若い世代も気楽に申込みができるよう、令和4年度からインターネットによる申込みを開始しました。

【第7期の見込量と確保のための方策】

- 手話奉仕員養成研修事業の受講生を増やすため、効果的な周知方法を検討します。
- 手話奉仕員養成研修事業は、国の「手話奉仕員養成カリキュラム」に準じて実施している講座（入門・基礎課程）であることから、受講者の終了後のステップアップにつながる取組を検討します。

⑧ 移動支援事業（年間）

サービスの種類		第6期障害者福祉計画（実績）			第7期障害者福祉計画（計画）		
		R3	R4	R5（見込み）	R6	R7	R8
移動支 援事業	見込み	5,689 時間	5,803 時間	5,861 時間	5,059 時間	5,179 時間	5,354 時間
		100 人	102 人	103 人	95 人	97 人	100 人
	実績	4,016 時間	4,356 時間	4,834 時間			
		76 人	84 人	91 人			

【第6期の取組・評価】

- 令和3、4年度は、コロナ禍のため利用者の外出自粛があり、見込みを大幅に下回りました。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこともあり、移動支援を利用される方が増加しています。

【第7期の見込量と確保のための方策】

- 今後も、利用者や利用時間は一定のニーズが見込まれることから、必要量の確保及び支援体制を維持します。

⑨ 地域活動支援センター

(登録者数)

サービスの種類			第6期障害者福祉計画（実績）			第7期障害者福祉計画（計画）		
			R3	R4	R5（見込み）	R6	R7	R8
地域活動支援センター	機能強化型（I型）	見込み	22 人	25 人	28 人	20 人	20 人	20 人
		実績	20 人	- 人	- 人			
	※市外利用	見込み	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
		実績	1 人	1 人	1 人			

※田原市民が市外の地域活動支援センターを利用

【第6期の取組・評価】

- 精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）受給者は年々増加していますが、市内には精神科医療機関や専門的な支援機関も少ないため、地域活動支援センター（機能強化I型）の機能が求められています。
- 機能強化I型事業は、主に精神疾患のある方が利用し、日中活動の場として創作活動や交流活動の提供を行うほか、精神保健福祉士等による相談支援の実施や精神科医療機関等と連携し、地域生活に移行する際の拠点として機能するものとして、平成30年1月から地域活動支援センター（機能強化I型）を市内に設置しましたが、令和4年度から専門職員（精神保健福祉士）が不在となっています。
- 専門職員が在籍していた時は、精神科医療機関との定期的な連携会議を開催していましたが、現在はその取組が実施できていません。

【第7期の見込量と確保のための方策】

- 市内で地域活動支援センター（機能強化I型）を1か所確保します。
- 精神科医療機関を退院後、円滑な地域生活移行に向けた取組を推進するとともに、地域での周知啓発活動に取り組みます。
- 地域づくり事業を実施することとなる事業者において、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備、個別の活動や人をコーディネートするなどして、多様な地域活動が生まれやすい環境整備に取り組みます。

(2) 任意事業

① 訪問入浴サービス、日中一時支援事業

(年間)

サービスの種類		第6期障害者福祉計画（実績）			第7期障害者福祉計画（計画）		
		R3	R4	R5（見込み）	R6	R7	R8
訪問入浴サービス	見込み	120 回	180 回	180 回	95 回	95 回	95 回
	実績	99 回	96 回	96 回			
日中一時支援事業	見込み	1,885 日	1,960 日	2,035 日	710 日	616 日	522 日
	実績	1,329 日	985 日	818 日			

【第6期の取組・評価】

- 訪問入浴サービスは、2事業所に業務を委託し、サービスを提供しています。
- 日中一時支援事業所は市内に4事業所ありますが、市内外で放課後等デイサービス事業所が増え、障害児の利用も減少し、利用者数、利用日数が年々減少しています。

【第7期の見込量と確保のための方策】

- 訪問入浴サービスは、医療的ケアが必要な方の利用が想定されるため、継続して実施します。
- 日中一時支援事業は、障害者等の日中活動や介護者の余暇支援のため、他のサービスとの利用状況を考慮して、必要な方にサービスが提供されるよう事業を実施します。

(3) その他事業

① 市独自事業

サービスの種類		第6期障害者福祉計画（実績）			第7期障害者福祉計画（計画）		
		R3	R4	R5（見込み）	R6	R7	R8
障害者手当	見込み	2,492 人	2,489 人	2,487 人	2,649 人	2,669 人	2,688 人
	実績	2,592 人	2,577 人	2,630 人			
外出支援 助成券	見込み	410 人	400 人	390 人	464 人	470 人	480 人
	実績	248 人	357 人	460 人			
人にやさしい住宅 リフォーム補助金	見込み	1 件	1 件	1 件	3 件	3 件	3 件
	実績	3 件	1 件	3 件			
自動車運 転免許取 得費助成	見込み	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	実績	2 件	0 件	1 件			
自動車改 造費助成	見込み	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	実績	1 件	0 件	1 件			
緊急コー ルシステ ム	見込み	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
	実績	7 人	7 人	7 人			
重度身体障 害者寝具乾 燥消毒サー ビス	見込み	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	1 人	1 人			
訪問理美 容サービ ス	見込み	10 回	10 回	10 回	9 回	9 回	9 回
	実績	9 回	6 回	9 回			

第4期田原市障害者計画

サービスの種類		第6期障害者福祉計画（実績）			第7期障害者福祉計画（計画）		
		R3	R4	R5（見込み）	R6	R7	R8
重症心身障害児者短期入所	見込み	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
利用支援事業費補助	実績	0 件	0 件	0 件			
障害者共同生活援助事業費補助	見込み	7 件	7 件	7 件	8 件	8 件	8 件
	実績	7 件	7 件	8 件			
重症心身障害児者短期入所	見込み	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
サービス提供体制整備補助	実績	0 件	0 件	0 件			

【第6期の取組・評価】

- 令和4年度に、外出支援助成券の利便性の向上を目的に、福祉タクシー、バス回数券購入助成券、電車回数券を統合して「交通助成券」とするとともに、運転免許証の保有の有無によって助成額を見直しました。
- 重症心身障害児短期入所利用支援事業や重症心身障害児短期入所サービス提供体制整備補助については、計画期間内で利用実績はありませんでした。

【第7期の見込量と確保のための方策】

- 市独自事業については、それぞれ直近の実績に基づき見込量を設定しますが、本計画期間内で利用実績が無かった重症心身障害児に関する事業についても最低限の見込量を確保します。
- 交通助成券については、統合の効果により増加する予測で見込量を確保します。
- 市独自事業の利用促進が図られるよう周知啓発を行います。

第5章 第3期田原市障害児福祉計画

第5章 第3期田原市障害児福祉計画

1 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実に向けた体制整備についての目標を設定します。

【第2期計画の進捗状況】

- 令和3年4月に田原市児童発達支援センターを設置し、地域における中核的な支援を実施するため、障害児支援の体制整備について検討を行いました。
- 田原市児童発達支援センター設置に合わせ、保育所等訪問支援を利用できる体制を整備しました。保育所等訪問支援の利用実績はありませんが、保育園等を訪問し障害児支援の充実を図りました。

項目	令和5年度末
児童発達支援センターの設置	設置数：1か所

【第3期計画の取組と成果目標】

国の基本指針
令和8年度末までに児童発達支援センターを1か所以上設置する。
令和8年度末までに保育所等訪問支援を活用し、障害児を支援する体制を構築する。

- 田原市児童発達支援センターを、地域における中核的な支援施設として位置づけ、重層的な障害児通所支援の体制の整備を図るとともに、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。
- 保育所等訪問支援事業を活用し、障害児支援の充実を図ります。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保についての目標を設定します。

【第2期計画の進捗状況】

- 田原市児童発達支援センターに看護師を配置し、重症心身障害児が児童発達支援事業を受けられる体制を整備しました。

○主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を圏域で確保するよう検討しました。

【第3期計画の取組と成果目標】

国の基本指針
令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。

- 田原市児童発達支援センターに看護師を配置するなどして、重症心身障害児が児童発達支援事業を受けられる体制を継続します。
- 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を近隣市で確保できるよう努めます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置に係る目標を設定します。

【第2期計画の進捗状況】

- 医療的ケア児支援のため、関係機関の協議の場を設置しましたが、より一層の支援連携を図る必要があります。
- 医療的ケア児等コーディネーターを配置し、入院中からの退院支援や個々の発達段階に応じた発達支援に係るコーディネートを行いました。

項目	令和5年度末
関係機関の協議の場の設置	設置：あり
医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置：あり

【第3期計画の取組と成果目標】

国の基本指針
令和8年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、医療的ケア児支援のため健康、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置を継続し、入院中からの退院支援や個々の発達段階に応じた発達支援等の支援に係るコーディネートを行います。

2 障害児福祉サービスの見込量及び確保策

令和6年度から令和8年度までの障害児通所支援、障害児相談支援などの見込量とその確保に向けた方策を以下のとおり定めます。

(1月あたり)

サービスの種類		第2期障害児福祉計画（実績）			第3期障害児福祉計画（計画）		
		R3	R4	R5（見込み）	R6	R7	R8
児童発達支援	見込み	300 人日	400 人日	400 人日	280 人日	280 人日	280 人日
		20 人	25 人	25 人	22 人	22 人	22 人
		1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所
	実績	249 人日	227 人日	192 人日			
		20 人	22 人	21 人			
		1 事業所	1 事業所	1 事業所			
放課後等デイサービス	見込み	700 人日	700 人日	700 人日	730 人日	730 人日	730 人日
		60 人	60 人	60 人	70 人	70 人	70 人
		3 事業所	3 事業所	3 事業所	4 事業所	4 事業所	4 事業所
	実績	695 人日	677 人日	753 人日			
		67 人	69 人	78 人			
		4 事業所	4 事業所	4 事業所			
保育所等訪問支援	見込み	12 人日	24 人日	36 人日	6 人日	8 人日	8 人日
		2 人	4 人	6 人	3 人	4 人	4 人
		1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所
	実績	1 人日	1 人日	2 人日			
		1 人	1 人	1 人			
		1 事業所	1 事業所	1 事業所			
居宅訪問型児童発達支援	見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		0 事業所	0 事業所	0 事業所	0 事業所	0 事業所	0 事業所
	実績	0 人	0 人	0 人			
		0 事業所	0 事業所	0 事業所			
障害児相談支援	見込み	23 人	25 人	25 人	25 人	25 人	25 人
		6 事業所	6 事業所	6 事業所	6 事業所	6 事業所	6 事業所
	実績	22 人	22 人	30 人			
		6 事業所	6 事業所	6 事業所			

※R5の数値については見込みです。事業所数については市内の事業所数です。

その他項目		第2期障害児福祉計画（実績）			第3期障害児福祉計画（計画）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
医療的ケア児支援を調整するコーディネーターの配置人数	見込み	3人	3人	3人	4人	4人	4人
	実績	3人	3人	4人			

第2期障害児福祉計画の評価

【第2期の取組】

- 令和3年度に児童発達支援センターを設置し、児童発達支援及び保育所等訪問支援を利用できる体制を整えました。
- 障害児相談支援事業所を開設し、相談支援体制の充実に取り組むとともに、障害者総合相談センターや関係機関との情報共有を行い、連携を図りました。
- 医療的ケア児等コーディネーターとして、関連分野の相談支援専門員、保健師を配置し、医療的ケア児とその家族の支援を調整する役割を担いました。

【見込みと実績の分析】

- 児童発達支援センターにおいて、児童発達支援、保育所等訪問支援を開始することから増加を見込みましたが、利用実績に大きな変化はありませんでした。
- 放課後等デイサービスは、令和3年度に市内事業所が増え、特別支援学級在籍児童及び特別支援学校在籍児童も増えたことに伴い、利用人数は計画値を大幅に上回っています。
- 市内の障害児相談支援事業所は継続して設置しています。
- 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は、市内にサービスを提供する事業所がないことから利用実績はありませんでした。
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置を進め、3人から4人に増加しました。

【課題】

- 市内に障害児通所支援事業所が少ないことに加え、障害福祉サービス提供を受けられる地域に偏りがあり、市内全域でサービスを受けられる環境の整備が必要となります。
- 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担うことの明確化に伴い、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援や地域支援の質を担保する体制の整備が必要です。
- 保育所等訪問支援を必要とする人にサービス提供できるよう、周知を進める必要があります。
- 放課後等デイサービスは、児童の成長に沿った支援につなげていくことが求められます。
- 障害児相談支援は、障害児本人や家族への支援を行うため関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っており、母子保健、医療、教育、就労支援等の関係機関との連携体制の構築が必要となります。
- 医療的ケア児の支援については、コーディネーターを配置し、関係機関の協議の場を設置しましたが、各関係機関が連携を図るための協議体制を強化していくことが課題であるため、協議体制の構築を引き続き行う必要があります。

第3期障害児福祉計画

【第3期の見込量と確保のための方策】

- 児童発達支援は、市内及び市外の事業所での過去の利用実績から見込み、支援を行います。また、児童発達支援センターを地域における中核的な支援施設として、幅広い高度な専門性に基づく発達支援や家族支援を行える体制の整備を図るとともに、地域支援機能を強化することにより、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- 保育所等訪問支援は、ニーズを把握し支援の必要な児童がサービスを受けられるよう保育所等と連携し取組を進めます。
- 放課後等デイサービスの利用ニーズは増加傾向にあり、市内及び市外の事業所の利用で必要な支援を引き続き提供できるよう調整を図ります。
- 障害児相談支援は、サービス利用者が増加することを踏まえて増加を見込みました。
- その他のサービスについては、ニーズや過去の利用実績から見込量を算出しました。居宅訪問型児童発達支援は現在利用実績がありませんが、近隣市で確保できるよう検討を進めます。
- 医療的ケア児等コーディネーターの役割を明確化するとともに、コーディネーターの配置を継続して進めます。
- 医療的ケア児とその家族が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。

3 子ども・子育て支援等に係るサービスの見込量及び確保策

令和6年度から令和8年度までの地域生活支援事業などの見込量と今後の方策を以下のとおり定めます。

サービスの種類		第2期障害児福祉計画（実績）			第3期障害児福祉計画（計画）		
		R3	R4	R5（見込み）	R6	R7	R8
障害児保育 加配対象児童数	見込み	73 人	73 人	73 人	65 人	65 人	65 人
	実績	69 人	68 人	64 人			
障害児保育 加配保育士 配置数	見込み	28 人	28 人	28 人	28 人	28 人	28 人
	実績	24 人	29 人	28 人			
放課後児童クラブ 障害児受入箇所 数	見込み	3 か所	3 か所	3 か所	8 か所	8 か所	8 か所
	実績	6 か所	4 か所	9 か所			
放課後児童クラ ブ障害児受入数	見込み	5 人	5 人	5 人	12 人	12 人	12 人
	実績	12 人	7 人	15 人			
ペアレントプログ ラムの受講者数	見込み	10 人	10 人	10 人	20 人	20 人	20 人
	実績	15 人	8 人	19 人			
ペアレントプログ ラムの実施者 （支援者）数	見込み	- 人	- 人	- 人	10 人	10 人	10 人
	実績	11 人	2 人	16 人			
ピアサポートの 活動への参加人 数	見込み	- 人	- 人	- 人	70 人	70 人	70 人
	実績	77 人	81 人	74 人			
理解啓発促進研 修・啓発事業	見込み	10 回	10 回	10 回	12 回	12 回	12 回
	実績	0 回	7 回	12 回			

第2期障害児福祉計画の評価

【第2期の取組】

- 保育所等に加配保育士を配置し、保護者が希望する地域の保育所で障害児を受入れました。
- 放課後児童クラブで支援員の増員を図るなどして、特別支援学級在籍児童を受入れました。
- 発達が気になる児童の保護者を対象にペアレントプログラム研修を実施しました。また、ペアレントプログラムの普及促進を図るため、支援者を養成しました。
- 保育所・こども園の保育士に対して、障害児、特に発達障害の特性に関する理解を図るための研修を開催しました。
- 乳幼児健診後の親子をフォローする健診事後教室や、児童発達支援センター分館で発達支援教室を実施し、支援機関が連携して、必要な支援につなげました。
- 支援の必要な児童の切れ目のない支援のため、保護者のリレーファイル作成を支援し、保育所等の関係機関への周知を図りました。

【見込みと実績の分析】

- 障害児保育は3歳児以上の児童を対象としていることから、児童の減少により加配保育対象児童数は減少傾向になっています。
- 放課後児童クラブは、令和5年度から放課後子ども教室（7教室）を児童クラブへ一本化し、市内全17クラブとなったことに伴い、受入れ箇所数が増加しています。また、共働き家庭が増えていることから、受入れ実績が増加傾向になっています。
- ペアレントプログラムの受講者数は年度により増減がありましたが、支援者は受講者の人数に伴って増加しています。

【課題】

- 障害児サービスのニーズは多様化していますが、支援する側の人材が不足しており、身近な地域で障害児が生活しやすい環境を整えるための人材育成が必要となっています。
- ペアレントプログラムを実施するための支援者は増加しましたが、参加者が少なく十分な普及には至っていないため、引き続き支援者の確保と周知を進める必要があります。

第3期障害児福祉計画

【第3期の見込量と確保のための方策】

- 保育所や放課後児童クラブ等での障害児受入については、ニーズ把握のための調査結果や過去の利用実績から見込量を算出しました。
- 保育所や放課後児童クラブ等の身近な施設で障害のある児童が生活しやすい環境を整えるため、障害の理解や支援方法に関する研修を行い、人材育成や啓発を行います。
- ペアレントプログラムの普及推進及び理解啓発促進に取り組み、発達障害児等に対する支援の充実を図るとともに、児童発達支援センターや分館、保育所等の職員が支援スタッフとして参加することで、支援者を養成します。
- ペアレントメンターは、今後、愛知県の養成研修等を周知するなどして確保できるよう努めます。
- ピアサポートの活動への参加については、児童発達支援事業や発達支援教室を利用している子どもの保護者及び利用していた子どもの保護者を対象に、情報交換の場を年1回以上設けます。

○支援の必要な児童の切れ目ない支援のため、リレーファイル作成支援を継続し、それを活用することにより、関係機関との連携を図ります。

第6章 推進体制

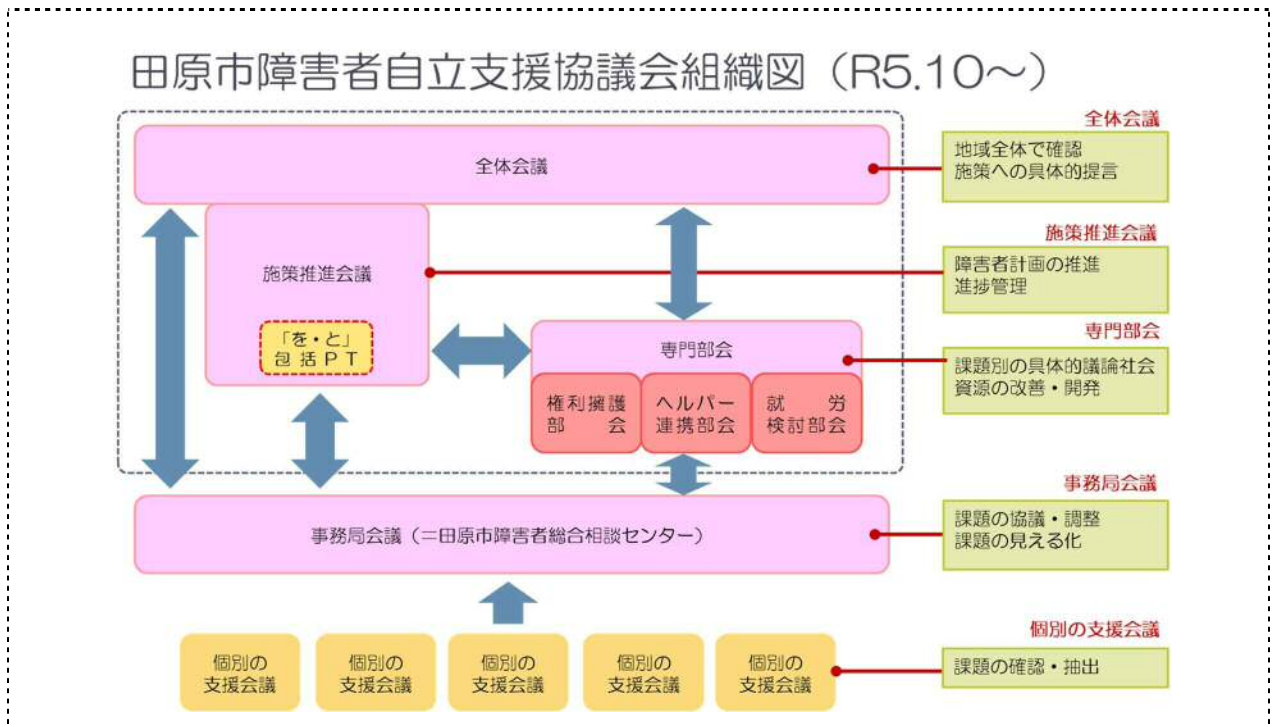
第6章 推進体制

1 計画の進行管理と推進に関する連携・協力体制の確保

障害者自立支援協議会との連携

本計画の取組については、毎年度、障害者自立支援協議会（施策推進会議）に取組結果を報告し、進捗状況等を共有します。また、把握された課題等については、その都度、障害者自立支援協議会（事務局会議）で協議し、専門部会やテーマに特化したプロジェクトチームを設置するなどして、解決に向けた取組を行います。

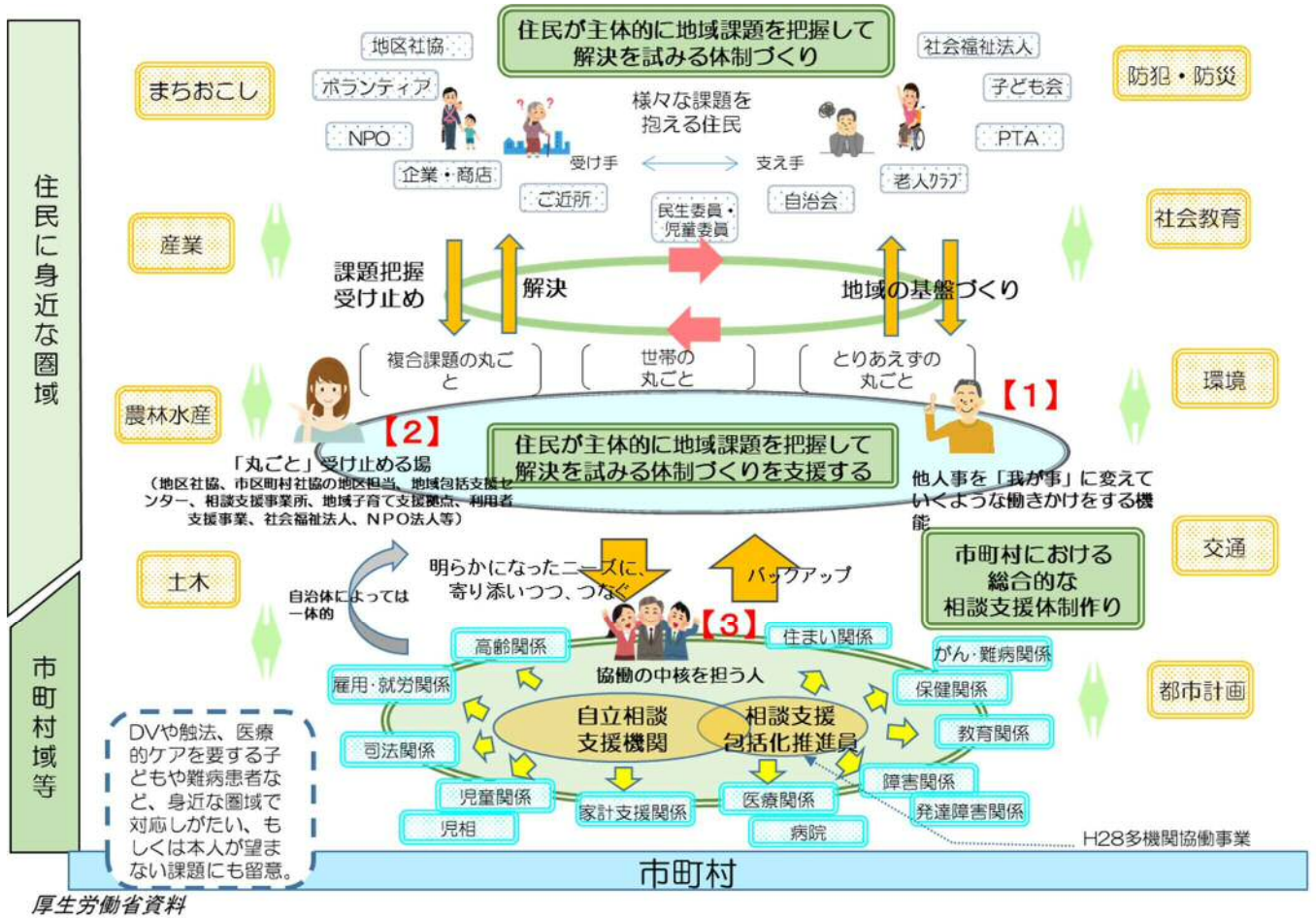
図：障害者自立支援協議会組織図



- | | |
|-------------------|--|
| 全 体 会 議 | 田原市全体のネットワークを構築するとともに、新制度の設置、障害福祉に関する諸問題の検討を行う。 |
| 施 策 推 進 会 議 | 市内外の障害福祉関係事業所等で構成され、障害者計画の推進及び進捗管理について、確認、共有を行う。 |
| 事 務 局 会 議 | 毎月第4火曜日開催。田原市から委託を受けた相談支援事業所と行政で構成され、各会議への議題提出の検討や調整を行う。 |
| 権 利 擁 護 部 会 | 虐待防止や権利擁護に関する課題の共有や、理解を深めるための方策についての検討を行う。 |
| 障 害 者 就 労 検 討 部 会 | 障害のある人の福祉的就労や一般就労に関する周知啓発のための検討や、就労先の確保に関する取組について検討を行う。 |
| ヘルパー連携部会 | 市内のヘルパー事業所が支援について共通の方向性を持ち、また、ヘルパー支援の質を高めるための情報共有を行う。 |

関係機関・団体との連携

本計画の推進に当たっては、行政だけでなく市民をはじめ各機関との協働のもと、施策を実施する必要があります。そのためには、関係機関や関係団体等との連携を強化するとともに、住民自らが主体的に地域課題を把握し、地域全体で様々な課題を解決する体制の構築を目指します。



2 広報・啓発活動

障害者総合相談センターが、田原市の障害福祉施策に関する周知啓発や障害の理解、誰もが暮らしやすいまちづくりについて講演会を企画するなど、市民に向けた広報啓発活動を実施します。

第7章 参考資料

第7章 参考資料

1 障害者基本法(昭和45年法律第84号)(抄)

(障害者基本計画等)

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 (略)

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 (略)

5 (略)

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

7 (略)

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 (略)

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(抄)

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第八項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 児童福祉法(平成22年法律第164号)(抄)

- 第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関

その他の関係機関との連携に関する事項

- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第三十三条の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第33条の21 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

4 田原市障害者自立支援協議会設置要綱

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号の規定に基づく相談支援事業を始め地域の障害福祉に関するシステム作りについて中核的な役割を果たす協議の場として、法第89条の3第1項の規定に基づき、田原市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉、保健、医療、教育、雇用等の地域の関係機関によるネットワークの構築及び情報の共有に関すること。

- (2) 田原市障害福祉計画の策定及び達成状況の確認に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 委託相談支援事業者の運営評価に関すること。
- (5) 困難事例の対応に関すること。
- (6) 法第89条の3第2項の規定に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関等に属する者を委員として構成する。

2 機関等の協議会への加入及び脱退については、協議会の議を得なければならない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は協議会の委員（以下「委員」という。）の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(議事録の公開)

第6条 田原市福祉部地域福祉課（以下「地域福祉課」という。）及び田原市障害者総合相談センター（以下「総合相談センター」という。）は、会議の議事録を作成し、議事の概要を記録しなければならない。

2 会議の議事録は、公開とする。ただし、協議会において公開しない旨を決定した場合及び個人情報に係る場合は、この限りでない。

(施策推進会議及び専門部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する協議事項のうち、次に掲げる事務を処理するための推進組織として、施策推進会議を置く。

(1) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査及び審議をし、並びにその施策の実施状況を評価すること。

(2) 障害者に関する施策の推進について必要な関係機関相互の連絡調整を要する事項を調査及び審議をすること。

(3) その他障害者に関する施策の推進に必要な事項

2 協議会にその協議事項に係る専門的な調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。

3 専門部会の設置及び廃止については、協議会の議を得なければならない。

4 施策推進会議及び専門部会の委員及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 協議会に係る庶務は、地域福祉課及び総合相談センターにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に係る必要な事項は、協議会で定めるものとする。

る。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

機 関 等 名
田原市地域コミュニティ連合会
田原市民生児童委員協議会
田原市ボランティア連絡協議会
田原市商工会
渥美商工会
田原青年会議所
愛知みなみ農業協同組合
社会福祉法人 田原市社会福祉協議会
田原市身体障害者福祉協会
田原市手をつなぐ育成会
田原市精神障害者地域家族会
愛知県立豊橋特別支援学校
愛知県立豊川特別支援学校
豊橋市立くすのき特別支援学校
くすのき相談センター
可知記念病院
岩屋病院
愛知県厚生農業協同組合連合会 渥美病院

機 関 等 名
豊橋公共職業安定所
愛知障害者職業センター豊橋支所
岩崎学園
豊橋あゆみ学園
豊橋障害者就業・生活支援センター
愛知県豊川保健所
愛知県東三河福祉相談センター
社会福祉法人 成春館（蔵王苑）
社会福祉法人 成春館（蔵王の杜）
社会福祉法人 成春館（田原授産所）
特定非営利活動法人 おおぞら
特定非営利活動法人 ふい〜る工房
特定非営利活動法人 MA・はろー
特定非営利活動法人 気分爽快

5 用語解説

あ行

い

○移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出時における支援を行います。マンツーマンによる個別支援と複数の障害者等からなるグループに対するグループ支援があります。

○医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等の使用やたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが、日常的に必要な児童のことです。歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児までいます。

○インクルーシブ教育

障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みのことです。そのために、障害のある人が教育制度一般から排除されないこと、生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

か行

か

○学校介助員派遣

田原市内の小中学校に、障害があり著しく学校生活への適応が困難な児童・生徒の支援のため必要に応じ介助員（ホームヘルパー）を派遣する田原市独自の制度です。障害者自立支援協議会で制度を検討し、平成21年度からはじまりました。

○活動指標

行政活動のうち具体的な活動をどの程度行ったかを示す指標を指す意味で用いられます。

き

○基幹相談支援センター

障害のある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関です。

○教育サポートセンター

児童生徒についての各種教育相談にのり、学校や家庭を支援するところです。また、学校、家庭、地域や関係機関と連携し、教育の充実を総合的にサポートします。ふるさと教育センター内に設置されています。

リ

○合理的配慮

障害者の権利に関する条約の条文にある言葉で、障害者が他の者と平等に暮らすための、必要で適切な調整や変更のことで、かつ、均衡を失したり、過度の負担を課さないものを指します。

○高齢者支援センター

介護保険法に定められる地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関です。田原市では「地域包括支援センター」の名称を、平成27年度から「高齢者支援センター」として各種相談に対応しています。

○子ども・若者総合相談窓口「はなそう」

不登校やひきこもり、ニートなど、おおよそ40歳未満の方の相談対応を行う機関です。田原市ふるさと教育センター内に設置されています。

さ行

し

○児童発達支援センター

障害児の日常生活における基本的な動作や集団生活に適応できるような指導や訓練などの通所支援事業を行います。また、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助、助言を合わせて行います。

○社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活、社会生活を送る上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

○障害児等療育支援事業

愛知県が実施している事業で、在宅で生活する障害のある児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行う事業です。

○障害者就業・生活支援センター

就業面・生活面からの一体的な支援（就業・生活両面にわたる相談・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、関係機関との連絡調整）を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図る機関であり、都道府県知事はその指定を行っています。

田原市は、豊橋障害者就業・生活支援センターがその支援を行っています。

○障害者職業センター

障害者雇用促進法において、専門的な職業リハビリテーションを実施するとともに、地域の関係機関

第4期田原市障害者計画

に対して、職業リハビリテーションに関する助言・援助等を行う機関として位置づけられています。職業リハビリテーションの専門家として障害者職業カウンセラーが配置され、具体的には、障害のある人に対して、職業評価、職業指導、職業準備支援及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを個々の障害のある人の状況に応じて実施するとともに、事業主に対し、雇用管理上の課題を分析し、雇用管理に関する助言その他の支援を実施します。

○障害者自立支援協議会

地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、地域での生活に関わる多様な関係機関が集まり、情報共有、ネットワーク構築や必要な施策の検討を行っています。

○障害者総合支援法のサービス

・自宅での介助や外出時のサービス（訪問系サービス）

居宅介護 (ホームヘルプ)	介	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	介	重度の肢体不自由者や行動障害がある人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	介	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	介	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

・日中のサービス（日中活動系サービス）

生活介護	介	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	訓	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	訓	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型、B型)	訓	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 (A型は雇用契約を伴うもの、B型は雇用されないもの)
就労定着支援	訓	一般就労に移行した人の就労の継続を図るため、企業・自宅等への訪問や必要な連絡調整、指導、助言等を行います。
自立生活援助	訓	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
療養介護	介	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。

・夜間や休日のサービス（居住系サービス）

施設入所支援	介	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	訓	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
宿泊型自立訓練	訓	自立した日常生活や社会生活ができるよう、宿泊しながら身体機能や生活能力の向上のための訓練を行います。

・緊急時や一時的な宿泊のサービス

短期入所 （ショートステイ）	介	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
-------------------	---	--

・長期の入院入所生活から退院や退所時の支援

地域移行支援	相	長期の入院や入所をしていた人が退院等をする際に、必要な調整や、住居の確保などを行います。
地域定着支援	相	相談支援専門員が退院退所後に24時間連絡体制を確保し、緊急の事態に対応します。

・必要な医療や補装具の給付

補装具費		身体機能の障害を補い、日常生活を容易にするための器具を購入（修理）するための費用を給付します。
自立支援医療 （更生医療・育成医療）		身体に障害のある人の障害を除去、または軽減をして、職業能力の増進や日常生活を容易にするための医療費を補助します。
自立支援医療 （精神通院医療）		精神疾患のある人が受ける精神科医療等の費用の90%を、保険と公費で補助します。
軽度・中等度難聴児 補聴器費		言語習得及び教育における健全な発達のため、補聴器を購入（修理）するための費用を給付します。

■地域生活支援事業

・地域で安心して暮らすための支援

相談支援事業		障害者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
移動支援		円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センターI型		創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
意思疎通支援		聴覚、言語機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う者の派遣などを行います。

訪問入浴サービス	重度の肢体不自由障害のある人等に対し、移動入浴車による入浴を提供します。
日中一時支援	一時的に見守り等の支援が必要な方の日中利用サービスです。
日常生活用具費	重度の身体障害等のある人の日常生活が、より円滑に行われるための生活用具を購入する費用を給付します。
成年後見制度利用支援事業	知的、精神障害により判断能力が十分ではなく、成年後見制度の利用が必要な方に対し、申立てに関する経費や後見人報酬などの費用を助成します。

○児童福祉法に定められた通所サービス

・子どもの発達を支援する（児童通所支援）

児童発達支援	障害等のある児童が日中に通い、日常生活において必要な知識や動作を身につけるための指導や、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援のサービスに加え、必要な治療も行います。
放課後等デイサービス	学校に通学している児童に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所や学校、その他の児童が集団生活を営む施設を専門の支援員が訪問し、当該施設等に通う障害児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。

○障害者総合相談センター

田原市では、障害者総合支援法第77条の2に規定する基幹相談支援センターとしています。市内の委託相談支援事業所から相談支援専門員が常駐し、障害のある人の生活に関するあらゆる相談の窓口となっています。

せ

○成果目標

最終的に目指す成果に関する目標を言います。例えば、売上を向上させる。売上を前年度比で50%増加させるといったことを指します。

○成年後見制度

精神上の障害により判断能力が十分でない人を保護するため、家庭裁判所の手続きを通じて成年後見人や保佐人等が、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行う制度です。

○成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用するに当たり、必要となる費用を負担することが困難な方に対し、申立費用の助

成や、後見人等への報酬支払いの助成を行っています。田原市では、平成19年度から市独自で実施していましたが、平成24年度から、障害者総合支援法に位置づけられた地域生活支援事業の必須事業となりました。

そ

○相談支援事業

相談支援事業は、障害者総合支援法において、地域生活支援事業として位置づけられており、その内容は①障害児（者）及び保護者からの相談、情報提供、連絡相談を行う事業、②事業者等の連絡調整を行う事業となっています。

○相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行います。なお、資格を取得するには一定の実務経験と定められた研修を受講する必要があります。

た行

ち

○地域共生社会

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において提案された理念。制度や分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方を言います。

○地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。

○地域生活支援事業

地域の実情に応じて柔軟に行われることが望ましい事業として、相談支援、移動支援、日常生活用具給付、意思疎通支援、地域活動支援センター等の事業が地域生活支援事業として法定化され、これにより、都道府県及び市町村が柔軟に事業を展開できるようになっています。

と

○特別支援学校

愛知県では、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に対する教育を行う特別支援学校のほか、視覚障害者、聴覚障害者に対する教育を主として行う特別支援学校としてそれぞれ盲（もう）学校、聾（ろう）学校を設置しています。

な行

に

○日中一時支援事業

住み慣れた地域社会において、障害がある人もない人も何の区別なく生活していくのが通常社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等に生活していくことが本来の望ましい姿であるとする考え方で、障害者施策の根本理念です。

の

○ノーマライゼーション

住み慣れた地域社会において、障害がある人もない人も何の区別なく生活していくのが通常社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等に生活していくことが本来の望ましい姿であるとする考え方で、障害者施策の根本理念です。

は行

は

○バリアフリー

障害のある人々を取り巻く、生活環境（住宅、地域施設、交通施設）において、普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）をなくすことをいいます。

ひ

○BCP計画

BCP計画（事業継続計画）は、地震や風水害など大災害時や緊急時に重要な事業を継続、または早期に復旧させるためにあらかじめ策定する計画のことです。

○ピアサポート

障害のある人たちや同じような課題に直面している人たちが、当事者間でお互いに支え合う活動のことをいいます。

へ

○ペアレントプログラム

行動分析という心理療法の考え方に基づいた手法をベースに、子育てに困難を感じる保護者にお子さんへの関わり方を学んでいただくための支援プログラムのことです。

○ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、また妊娠初期の方など、外

見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。愛知県では平成30年から配布を開始しました。

また、ヘルプカードは、必要な支援を記入して携帯できるもので、令和元年度に田原市版ヘルプカードを作成しました。

ほ

○包摂的なコミュニティ

すべての人々を排除せず、包摂し、ともに生きることができるコミュニティを目指す考えた方のことをいいます。

○法定雇用率

労働者を雇用する事業主は、民間企業、官公庁を問わず、障害者に雇用の場を提供する社会連帯責任を有するというのが、「障害者雇用促進法」によって定められています。

<事業主ごとの法定雇用率>（令和3年3月1日以降）

- ・民間企業：2.3%（事業主の範囲：従業員43.5人以上）
- ・国、地方公共団体等：2.6%
- ・都道府県等の教育委員会：2.5%

○保護就労・一般就労

保護就労とは、一般労働市場での就業が難しい方々に、保護的環境の下、リハビリテーション・プログラムと就労や就労関連活動を提供するものです。 ※（一社）ダイバーシティ就労支援機構より
一般就労とは、企業や公的機関などに就職して労働契約を結んで働く一般的な就労形態です。

ら行

ら

○ライフステージ

一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のことをいいます。

り

○リレーファイル

特別な支援や配慮を必要とする子ども達の成長や現状を整理し、家族をはじめ医療・保健・福祉・教育・行政機関など本人の支援に関わる支援者が本人の特性やニーズを共通理解しながら、ライフステージを通して一貫した支援を行っていくためのツールとして、田原市自立支援協議会障害者支援検討会で作成しました。

第4期 田原市障害者計画

(第7期 田原市障害福祉計画・第3期 田原市障害児福祉計画)

策 定：令和6年3月

発 行 者：田原市 福祉部 地域福祉課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1

TEL：0531-23-3697 FAX：0531-23-3545

E-mail：fukushi@city.tahara.aichi.jp